

令和 7 年度

**環境局清掃事業概要**

(令和 6 年度実績)

金沢市環境局

# 目 次

## 第1章 総 説

1. 市 勢.....	1
2. 本市における廃棄物処理の沿革と課題.....	2

## 第2章 組織及び人員

1. 組 織.....	3
2. 職員配置.....	5

## 第3章 予算及び原価計算

1. 令和7年度当初予算.....	6
2. 令和6年度処理経費.....	10

## 第4章 施設及び車両

1. 施設の配置.....	12
2. 施設の概要.....	13
3. 車 両.....	21

## 第5章 ごみ処理

1. ごみの収集・運搬.....	22
2. ごみの排出状況.....	23
3. ごみの組成分析.....	25
4. ごみの処理・処分.....	25
5. 側溝の清掃.....	27
6. 犬、猫等の死体処理件数.....	27
7. 不法投棄.....	27
8. 被災家屋等の解体・撤去.....	28

## 第6章 事業系廃棄物の処理

1. 事業系一般廃棄物.....	30
2. 産業廃棄物.....	30
3. 産業廃棄物処理業者.....	31
4. 産業廃棄物処理状況.....	31
5. 事業者、許可業者への立入調査.....	32
6. 産業廃棄物処理施設.....	32

## 第7章 し尿処理

1. 概 要.....	33
2. 株式会社金沢環境サービス公社.....	33

## 第8章 ごみの発生抑制、再使用、再利用（3R）意識の普及及び広報等

1. 概 要.....	34
2. 3R意識の普及.....	34
3. 広報・環境学習等.....	36
4. 減量化活動への支援.....	36
5. 地域の美化.....	37
6. 条例に基づく審議会等による3Rの推進.....	37

金沢市清掃事業史年表.....	39
-----------------	----

# 第1章 総 説

## 1. 市 势

本市は石川県のほぼ中央に位置しており、北は津幡町を経て景勝の地能登半島に連なり、西は日本海に面している。また、南は加賀平野となって白山市に伸び、東は1,500m以上の山が連なり富山県に接している。市街地は金沢城址を中心に広がり、南北を流れる犀川・浅野川の美しい流れと木々の緑にかこまれた「森の都」にふさわしい都市のたたずまいをみせている。

金沢の歴史は文明3年（1471年）蓮如上人が現金沢城に寺院を建立し尾山御坊と称したことに始まり、天正8年（1580年）佐久間盛政が一向一揆を討ちここに尾山城を築いた。天正11年（1583年）盛政が賤ヶ岳の戦いに敗れ、前田利家が七尾の小丸山城から入城、金沢城と改称し、以後加賀・能登・越中を合わせた加賀百万石の城下町として繁栄を続けてきた。この間、一度も戦災を受けることなく金沢城石川門や土壙に囲まれた武家屋敷などが昔の姿そのままに残っており、また国指定特別名勝の兼六園は日本三名園の一つとして知られている。加賀藩は独自の文化・産業を育成したため、今でも九谷焼や大樋焼の陶磁器、蒔絵、加賀友禅、加賀象嵌、金箔などの伝統産業が栄え、また能楽、謡曲、茶道、生花なども盛んである。

明治4年の廃藩後に金沢町と称し、明治22年市制が施行された。市制施行後は県庁所在地として行政・文化・経済の中心として発展を続け、現在、行政面積468.81km<sup>2</sup>、人口453,584人、世帯数212,790世帯（令和7年4月1日現在）となっている。

この間、金沢港の開港、北陸自動車道の開通、金沢駅鉄道高架化、北陸新幹線の開業などが実現し、現在では既成市街地の再開発など都市基盤整備を進める一方で、伝統環境の保存や都市景観の創出にも意を用い、本市の歴史的・地理的条件を生かした都市づくりに取り組んでいる。

また、平成8年4月1日には「中核市」に移行し、事務権限が強化されるなど市民サービスの向上・個性的で独自なまちづくりの推進への地盤が固まった。

一方、都市宣言として交通安全都市宣言、緑の都市宣言、平和都市宣言、景観都市宣言、世界工芸都市宣言を打ち出してきたが、平成10年には、豊かな自然と都市環境の調和を目指し、環境都市宣言を制定した。さらに、令和2年3月には、2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、脱炭素化社会への取組みを積極的に進めていく姿勢を表明するため、ゼロカーボンシティ宣言を行った。

表1 面積、世帯数、人口の推移

	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口増減 (人)
1935 (昭10)	51.55	37,602	175,049	24,495
1945 (昭20)	111.09	50,309	203,020	27,971
1955 (昭30)	303.76	61,662	277,798	74,778
1965 (昭40)	458.90	85,666	337,192	59,394
1975 (昭50)	549.31	115,558	389,806	52,614
1985 (昭60)	468.09	139,661	427,447	37,641
1995 (平7)	467.77	165,947	450,414	22,967
2005 (平17)	467.77	179,946	452,995	2,581
2015 (平27)	468.64	197,856	464,124	1,179
2016 (平28)	468.64	200,038	465,077	953
2017 (平29)	468.64	201,623	465,265	188
2018 (平30)	468.64	202,637	464,427	▲838
2019 (令元)	468.64	204,087	463,387	▲1,040
2020 (令2)	468.64	205,807	462,118	▲1,269
2021 (令3)	468.79	207,576	462,502	384
2022 (令4)	468.79	208,704	459,549	▲2,953
2023 (令5)	468.81	210,307	458,005	▲1,544
2024 (令6)	468.81	211,188	455,179	▲2,826
2025 (令7)	468.81	212,790	453,584	▲1,595

※昭和50年までは各年末の推計値であり、昭和60年以降は各年4月1日現在の推計値

## 2. 本市における廃棄物処理の沿革と課題

### (1) 一般廃棄物（ごみ）

昭和30年から50年代前半においては、高度経済成長に端を発した大量生産・大量消費型社会への移行に伴って急増したごみの適正な処理を確保するため、収集体制の確保と施設の整備に重点を置いた施策を展開した。

昭和50年代後半からは、環境保全の必要性から、ごみの資源化を施設整備と並行して進め、昭和60年を皮切りに資源回収モデル校下の指定を順次拡大し、平成2年には資源回収を全市域において開始した。さらに、分別の徹底に併せ収集作業の安全性を確保するため、平成6年より半透明ごみ袋を、平成8年より排出指導・禁止シールの使用を導入し、市民の排出マナーの向上とごみ処理に対する意識啓発に効果をあげてきた。

平成9年には容器包装リサイクル法が制定され、本市においても一般廃棄物の中で大きなウェートを占める容器包装廃棄物の資源化をより促進するため、平成11年に開始したペットボトルに続き、平成13年には容器包装プラスチックの全市収集を開始した。

平成15年からは、ごみの発生抑制と排出者負担の公平化を図るため、粗大ごみの一部有料戸別収集制度を導入した。

また、平成21年4月には、世界的な金属価格の高騰などを背景に、ごみ集積場からの空き缶などの持ち去り行為が社会問題化したことから、「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正し、ごみ集積場からの資源物の持ち去り行為を禁止することとした。

平成24年には、小型家電類の分別区分について、埋立ごみの一部から金属ごみに、また、平成27年には有料粗大ごみの一部から金属ごみに変更することで、再資源化の拡大を図っている。

一方、施設整備においては、ごみ焼却施設2箇所及び最終処分場である埋立場を設置し、ごみ処理に必要な施設を確保してきた。平成24年3月に西部クリーンセンター新工場が竣工し、環境に配慮したエネルギー創出拠点として、東西クリーンセンターの名称を「西部環境エネルギーセンター」と改称し、この機に硬質プラスチック等を燃やすごみに変更し、ごみ焼却により発生する熱を利用してサーキュラーエコノミーの向上を図ることとした。最終処分場については、戸室新保埋立場（第4期）を令和2年10月に開設した。

更なるごみの減量化・資源化を図るため、平成30年2月から家庭ごみの指定ごみ袋収集制度、平成31年4月から第5週目の容器包装プラスチックの収集を開始したほか、令和7年4月からは、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックの分別収集・資源化を開始する。

### (2) 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）

し尿・浄化槽汚泥は、公共下水道の普及に伴い年々減少している。収集業務は許可業者により行っているが、減少する処理量に対応するため、平成7年10月に西部衛生センターを改築した。

この施設では、し尿等に含まれているし渣を脱水後、隣接するごみ処理施設で焼却処分するほか、処理後の処理水及び汚泥を、同じく隣接する下水道施設で最終処理するなど、3施設を有機的に連携させて、一体的な施設として効率的な運用を図っている。

### (3) 産業廃棄物

産業廃棄物については、排出事業者・処理事業者に対する立入検査の実施、文書による指導、金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく処理施設の事前審査等により適正処理の確保に努めているほか、「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」により、建設系産業廃棄物の保管場所等の届出、報告を義務付け、不適正保管に対する監視の強化を図っている。

## 第2章 組織及び人員

### 1. 組織

局	課等	分掌事務
環境局	環境政策策課	1 環境行政の企画及び調整に関する事項 2 廃棄物処理施設の整備計画及び建設に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 4 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項 5 自然環境の保全に係る規制指導並びに普及及び啓発に関する事項 6 野生動植物の保護に関する事項 7 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事項 8 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び土壤汚染の調査及び規制指導に関する事項 9 大気及び水質の常時監視に関する事項 10 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項 11 処化槽の設置及び監視指導に関する事項 12 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項 13 生活環境の保全に係る普及及び啓発に関する事項 14 局の所管事務で他課に属しない事項
	戸室新保埋立場	1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項 2 廃棄物の埋立処分に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項
	ゼロカーボンシティ推進課	1 温暖化対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事項 2 温暖化対策に係る調査研究に関する事項 3 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項 4 温室効果ガスの排出量の削減等に関する事項 5 食品ロスの削減の推進に関する事項
	ごみ減量推進課	1 廃棄物の減量化及び適正処理に係る企画及び調整に関する事項 2 廃棄物の収集、運搬及び処分における局内の調整に関する事項 3 清掃職員の研修に関する事項 4 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 5 家庭系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 6 家庭系廃棄物の適正処理指導に関する事項 7 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項 8 事業系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 9 事業系廃棄物及び産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 10 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関する事項 11 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可に関する事項 12 一般廃棄物処理施設の設置届出の受理に関する事項 13 産業廃棄物処理施設の管理に係る指導に関する事項 14 処化槽清掃業の許可に関する事項 15 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項

		<p>16 廃棄物の分別の推進に関する事項</p> <p>17 臨時のごみ等の収集に関する事項</p> <p>18 廃棄物の不法投棄の防止及び不法投棄された廃棄物の回収に関する事項</p>
環境局	西部管理センター	<p>1 西部管理センターの管理運営に関する事項</p> <p>2 西部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項</p> <p>3 業務中に発生した事故の処理に関する事項</p> <p>4 西部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の収集及び運搬の作業及び管理に関する事項</p> <p>5 西部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の排出指導及び啓発に関する事項</p>
	東部管理センター	<p>1 東部管理センターの管理運営に関する事項</p> <p>2 東部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項</p> <p>3 業務中に発生した事故の処理に関する事項</p> <p>4 東部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の収集及び運搬の作業及び管理に関する事項</p> <p>5 東部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の排出指導及び啓発に関する事項</p>
施設管理課	施設管理課	<p>1 東西環境エネルギーセンターの管理運営に関する事項</p> <p>2 西部衛生センター及びリサイクルプラザの管理運営に関する事項</p> <p>3 局の管理する施設の附属施設としての電気、給排水衛生その他の設備の營繕に関する事項</p> <p>4 廃棄物焼却処理計画に関する事項</p> <p>5 廃棄物処理手数料の収入に関する事項</p>
	西部環境エネルギーセンター	1 ごみ等の焼却処理に関する事項
	東部環境エネルギーセンター	1 ごみ等の焼却処理に関する事項
	西部衛生センター	1 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

## 2. 職員配置

所属 職種	環境政策課	戸室新保埋立場	ゼロカーボンシティ推進課	ごみ減量推進課	西部管理センター	東部管理センター	施設管理課	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター	戸室リサイクルプラザ	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ	西部衛生センター	合計
行政職	局長	1												1
	次長	1					1							2
	課長	1	1	1	3			1	1		(1)	(1)	(1)	8
	課長補佐（係長含）	2		2	3	2	2	8	(1)	1				20
	主査（係長含）	1	1	1	10	2	1	6						22
	主査（管理運転長・管理指導員・管理班長・管理技能長・班長）		1			5	5		2	2				15
	主任主事				3									3
	主事				6									6
	主任技師		1	1	5	1	1	4						13
	技師				1		2							3
	会計年度任用職員				2	1		1	2	2				8
	（清掃事業に従事しない職員）	(18)		(7)										(25)
	計	6	4	5	33	11	9	21	4	6	2	0	0	101
運転技士	主査（班長・運転長）		5		1	10	9							25
	主任運転技士		1		3	10	7							21
	運転技士		1											1
	再任用（フルタイム）				1	10	9							20
	再任用（短時間）													0
	小計	0	7	0	5	30	25	0	0	0	0	0	0	67
業務技士	主査（班長・業務長）						1							1
	主任業務技士					2	1							3
	再任用（フルタイム）						2							2
	再任用（短時間）													0
	会計年度任用職員							1						1
	小計	0	0	0	0	2	4	0	1	0	0	0	0	7
技能技士	主査（技能長）								8	7				15
	主任技能技士								6	8				14
	技能技士								1					1
	再任用（フルタイム）								3	3				6
	再任用（短時間）													0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	18	18	0	0	0	36
計		0	7	0	5	32	29	0	19	18	0	0	0	110
合計			6	11	5	38	43	38	21	23	24	2	0	0
早朝収集職員（非常勤パート）														0

( )は兼務職員で合計には含めず  
「清掃事業に従事しない職員」は合計には含めず

## 第3章 予算及び原価計算

### 1. 令和7年度当初予算

令和7年度の環境局（廃棄物部門）の当初歳出予算は、6,004,552千円であり、本市の予算（一般会計204,900,000千円）に占める割合は2.9%となっている。

#### (1) 主要施策

令和7年度は、ごみ処理基本計画（第7期）に掲げるごみの減量と資源循環によるゼロカーボンシティかなざわの実現に向けて、各種施策の着実な実践と暮らしの基盤となる環境づくりを推進する。

また、国の食品ロス削減の推進に関する基本的な方針の見直しを踏まえ、令和3年2月に策定した金沢市食品ロス削減推進計画を改定するほか、親子を対象とした事業者等の食品ロス削減の取り組みを学ぶバスツアーの実施、新たに小学生向けの啓発グッズを制作するなど、市民や事業者と協働で食品ロス削減を推進していく。

さらに、令和7年4月から製品プラスチックの資源化に向けた分別収集を開始するほか、CO<sub>2</sub>削減効果のあるバイオマスプラスチックを配合した指定ごみ袋の導入を検討する。加えて、市公式LINEごみ出しサポート等のごみ分別促進アプリに古紙集団回収日の通知機能を追加し、ごみの出し忘れ防止等により、家庭から排出される燃やすごみの削減を図るとともに、事業者の古紙資源化等を促進するための訪問相談支援を新たに実施するなど、更なるごみの減量化・資源化の推進に向け取り組んでいく。

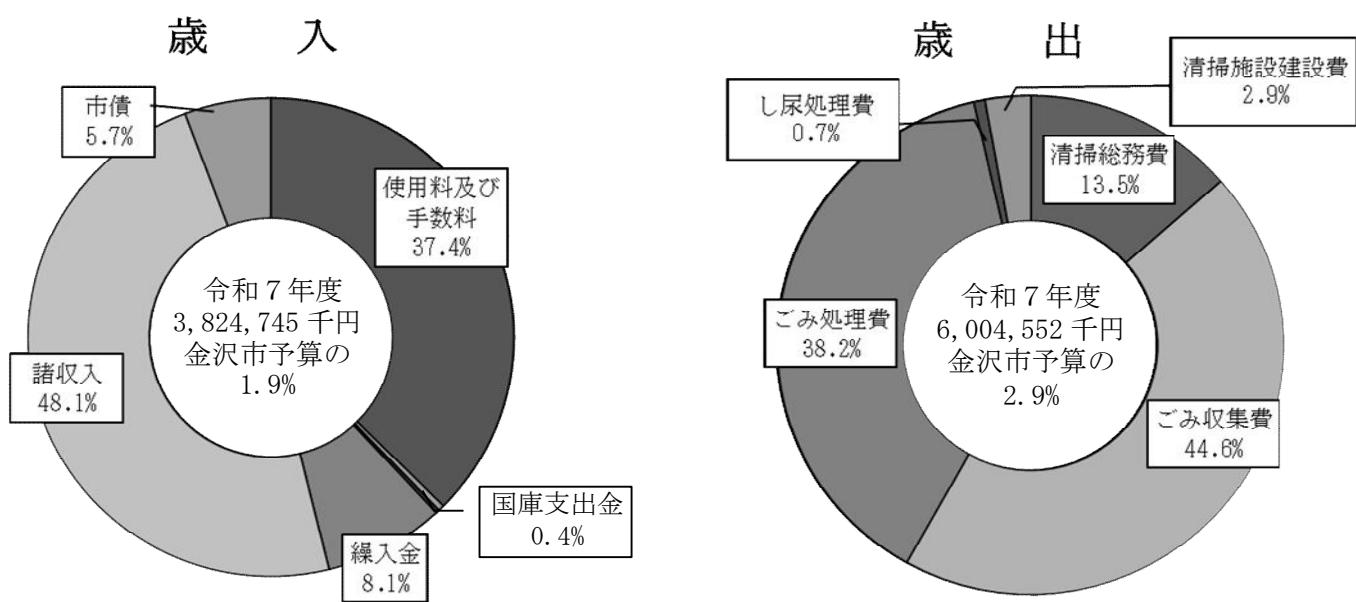
#### ① 市民・事業者との協働によるごみ減量化の推進

- |                    |       |   |
|--------------------|-------|---|
| ア 家庭系ごみの減量化・資源化の推進 | ..... | ゼロカーボンを推進するため、製品プラスチックの分別収集・資源化やバイオマスプラスチック配合指定ごみ袋の導入検討に取り組むほか、学生との協働事業や各種リユースイベントの開催、古紙資源化促進のためのアプリの通知機能の充実や活動団体への奨励金の交付など、家庭から排出されるごみの減量化・資源化への意識向上を図る。 |
| イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進 | ..... | 積極的にごみの減量化等に取り組むイベントの登録及び取組内容の発信や中小企業向け減量化・資源化セミナーの開催、事業者への訪問相談支援、減量化・資源化の模範となる事業者の表彰などを通して、排出事業者の意識向上を図る。  |

#### ② 美しい都市環境の形成

- |                   |       |  |
|-------------------|-------|--|
| ア 不法投棄防止対策事業      | ..... | 監視パトロールや不法投棄防止対策員による監視のほか、啓発看板や監視カメラの設置などにより、不法投棄の未然防止と早期発見・早期対応を図る。 |
| イ 産業廃棄物適正処理促進指導事業 | ..... | 排出事業者や処理業者向けのセミナーを開催し、排出事業者の適正処理に関する意識の向上や優良な処理業者の育成を図る。             |

図1 令和7年度環境局（清掃部門）当初予算の編成



## (2) 歳入

(単位：千円)

			令和7年度	令和6年度	比較	説明	
使 用 料 及 び 手 数 料	清掃使用料	198	221	△23	廃棄物処理施設 敷地使用料	198	
	清掃手数料	1,431,272	1,410,110	21,162	廃棄物処理手数料	1,431,272	
国庫支出金		15,728	16,190	△462	新しい地方経済・ 生活環境創生交付金	1,395	
					地方創生道整備 推進交付金	9,500	
					社会資本整備 総合交付金	1,500	
					循環型社会 形成推進交付金	3,333	
県支 出 金		834	1,339	△505	消費者行政強化 推進事業費補助	505	
					海岸漂着物地域対策 推進事業委託金	329	
財産 収入	配当金収入	100	100	0	株式会社金沢環境 サービス公社配当金	100	
	基金利子収入	7,400	2,600	4,800	廃棄物処理施設 整備積立基金利子	7,400	
	再生品売扱収入	1,030	1,170	△140	戸室リサイクルプラザ 再生品売扱収入	1,030	
繰入金	基金繰入金	308,090	318,815	△10,725	地域コミュニティ 活性化基金繰入金	308,090	
諸 収 入		1,840,793	488,374	1,352,419	金属類処分収入	222,036	
					自動車損害賠償 共済保険金	200	
					ごみ処理施設 整備費負担金	91,326	
					環境エネルギー一 センター売電収入	844,737	
					災害廃棄物 処理費負担金	681,600	
					雇用保険料	176	
					その他実費収入	718	
計		3,824,745	2,498,419	1,326,326			

## (3) 歳出

(単位：千円)

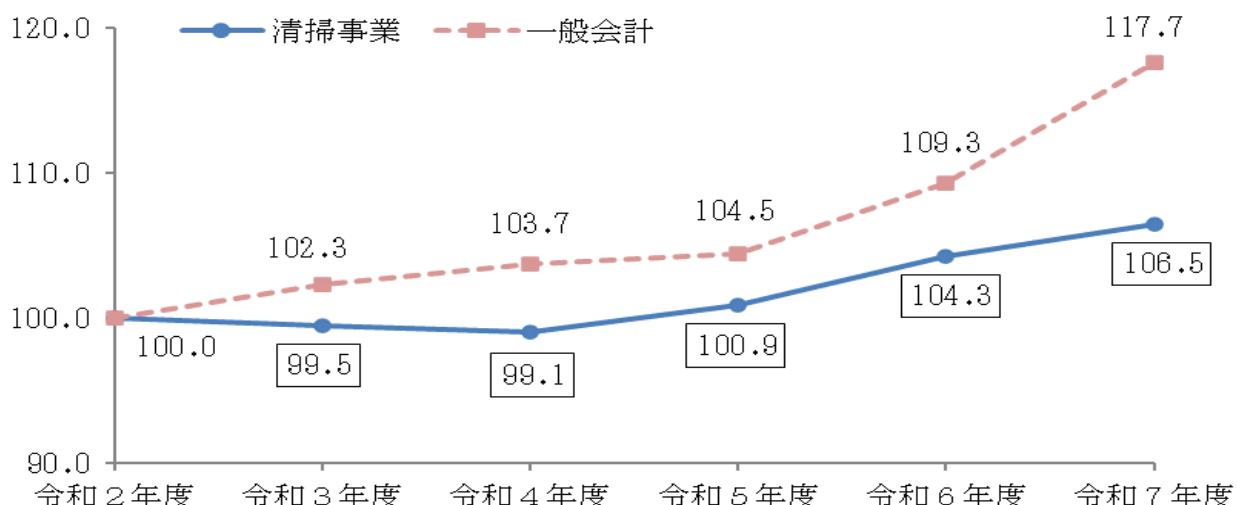
科 目		令和7年度	令和6年度	比 較	説 明	
清掃費	清掃総務費	810,848	787,170	23,678	職員費	338,283
					ごみ減量化・ 資源化推進費	421,782
					ごみ適正管理・ 適正処理促進費	15,580
					一般経費	35,203
	ごみ収集費	2,680,058	2,575,902	104,156	職員費	649,655
					定期ごみ収集費	1,358,741
					清掃車両購入費	4,800
					臨時ごみ収集費	57,599
					ごみ収集管理センター費	123,068
					リサイクルプラザ費	486,195

科 目	令和7年度	令和6年度	比 較	説 明	
ごみ処理費	2,296,630	2,297,923	△1,293	職 員 費	606,803
				能登被災地災害廃棄物処理費	145,000
				環境エネルギーセンター整備運営費	842,644
				戸室新保埋立場整備運営費	615,935
				廃棄物埋立場関連費	68,748
				水銀含有廃棄物対策費	17,500
				西部衛生センター管理運営費	42,816
				東部環境エネルギーセンター基幹的改良事業費	8,000
				埋立場跡地整備事業費	12,400
				廃棄物処理施設整備積立基金積立金	147,400
計		6,004,552	5,879,772	124,780	

表2 歳出予算の推移（年度別）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
清掃事業合計(A)	5,636,380 千円	5,610,509 千円	5,583,456 千円	5,685,747 千円	5,879,772 千円	6,004,552 千円
一般会計合計(B)	174,150,000 千円	178,210,000 千円	180,610,000 千円	181,950,000 千円	190,400,000 千円	204,900,000 千円
一般会計に占める割合(A / B)	3.2 %	3.1 %	3.1 %	3.1 %	3.1 %	2.9 %
人口1人あたりの局(清掃)の予算額	12,197 円	12,131 円	12,150 円	12,414 円	12,917 円	13,238 円
1世帯あたりの局(清掃)の予算額	27,387 円	27,029 円	26,753 円	27,035 円	27,841 円	28,218 円

図2 清掃事業合計(A)と一般会計合計(B)の経年変化(令和2年度=100)



## 2. 令和6年度 処理経費

表3 令和6年度経費計算表

(単位：円)

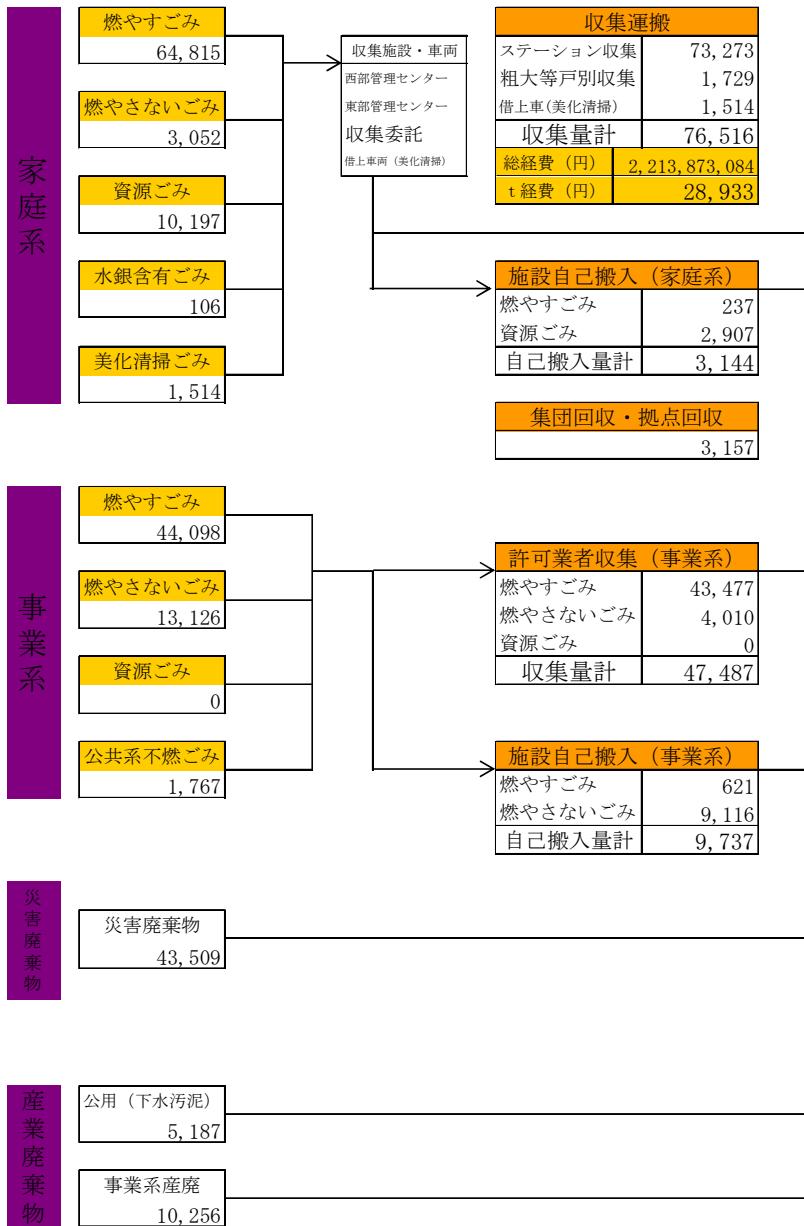
経費区分		管理部門	収集運搬部門	中間処理部門			最終処分部門※3	し尿処理部門
				資源化※1	焼却※2	合計		
人件費	報酬	6,951,818	3,249,690	6,204,000	6,805,961	13,009,961	0	0
	給料	162,002,224	326,366,400	0	250,796,398	250,796,398	44,082,000	0
	手当	108,855,326	200,324,878	1,614,577	168,071,887	169,686,464	33,531,698	0
	共済費	55,620,441	112,057,191	1,345,638	88,247,792	89,593,430	15,884,577	0
	賃金	0	0	0	0	0	0	0
	旅費	1,370,100	144,230	135,600	307,890	443,490	0	0
計(1)		334,799,909	642,142,389	9,299,815	514,229,928	523,529,743	93,498,275	0
物件費	消耗品費	3,250,962	33,427,580	7,810,851	128,538,537	136,349,388	27,184,871	635,924
	燃料費	0	15,932,397	3,197,436	19,361,882	22,559,318	21,347,564	0
	印刷製本費	12,105,698	3,167,758	0	0	0	204,600	0
	光熱水費	0	15,498,781	14,859,846	184,101,651	198,961,497	44,778,765	5,063,854
	修繕料	372,896	23,025,160	41,638,159	379,440,158	421,078,317	68,638,501	5,744,200
	手数料	2,035,852	13,405,643	2,327,572	74,534,796	76,862,368	18,161,496	765,900
	保険料	548,688	2,842,589	75,451	2,219,102	2,294,553	486,773	0
	委託料	21,738,315	1,286,575,297	225,549,967	270,928,575	496,478,542	195,860,348	26,056,800
	使用料・賃借料	522,588	26,671,951	595,328	18,501,622	19,096,950	51,952,857	0
	負担金・補助金等	25,358,063	30,000	0	10,000	10,000	0	6,907,688
費用	補償・補填・賠償金等	0	0	0	0	0	0	0
	除却費	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,269,310	0	50,182,120	1,316,457	51,498,577	6,800	0
	計(2)	67,202,372	1,420,577,156	346,236,730	1,078,952,780	1,425,189,510	428,622,575	45,174,366
その他	起債利子	0	0	694,815	6,580,507	7,275,322	3,648,222	29,780
	建物・構築物減価償却	0	4,339,630	58,827,831	198,679,186	257,507,017	296,913,144	4,471,657
	機械・車両減価償却	829,939	24,838,465	53,276,661	355,584,417	408,861,078	81,726,252	138,765
	減価償却費計	829,939	29,178,095	112,104,492	554,263,603	666,368,095	378,639,396	4,610,422
	計(3)	829,939	29,178,095	112,799,307	560,844,110	673,643,417	382,287,618	4,640,202
経費合計(1)+(2)+(3)		402,832,220	2,091,897,640	468,335,852	2,154,026,818	2,622,362,670	904,408,468	49,814,568
控除収入		7,516,501	40,340,897	256,771,722	367,786,766	624,558,488	7,089,937	0
管理部門経費配分			162,316,341	16,738,662	141,324,851	158,063,513	70,994,605	3,941,260
実質処理経費			2,213,873,084	228,302,792	1,927,564,903	2,155,867,695	968,313,136	53,755,828
処理量(t)し尿はkl			76,516	13,188	132,162	145,350	32,707	7,756
処理原価(円/tまたはkl)			28,933	17,311	14,585	14,832	29,606	6,931
処理原価推移	令和5年度		29,083	19,520	10,740	11,620	27,261	7,603
	令和4年度		28,459	13,127	9,361	9,764	27,268	7,353
	令和3年度		27,617	20,694	10,711	11,805	29,575	7,528
	令和2年度		26,892	23,696	11,479	12,873	26,986	8,182
	令和元年度		28,412	21,519	10,444	11,684	26,276	7,647

※1 資源化経費=リサイクルプラザ費(戸室リサイクルプラザは資源化経費のみ)、金属類委託処理費、集団回収費等の合計

※2 焼却経費=環境エネルギーセンター費、戸室リサイクルプラザ費(破碎焼却分)、木くず破碎費の合計

※3 最終処分経費=埋立場費、戸室リサイクルプラザ費(破碎不燃分)

## 令和6年度ごみ処理フロー（収集量及び経費別） 単位：t、円



●焼却		
	焼却量 (t)	焼却経費 (円)
①家庭系燃やすごみ	64,815	焼却場費 1,779,764,679
②事業系燃やすごみ	44,098	戸室プラザ費 4,057,961
③下水道汚泥混焼	3,633	埋立場破碎費 143,742,263
④戸室プラザ可燃物	65	
⑤埋立場破碎可燃物	9,324	
⑥その他可燃物	211	
⑦災害廃棄物	10,016	
焼却量計	132,162	総経費 1,927,564,903
t 経費 (円/t)		14,585

破碎可燃量含む 破碎可燃経費含む

●資源化		
	資源化量 (t)	資源化経費 (円)
⑦家庭系資源ごみ	9,877	東西プラザ費 -51,333,561
⑧水銀	106	戸室プラザ費 201,179,798
⑨事業系資源ごみ	0	水銀 17,853,030
⑩破碎資源回収	44	集団回収及び 4 委託処理費等 60,603,525
⑪粗大ごみ再生利用品	4	
⑫集団回収・拠点回収	3,157	
資源化量計	13,188	総経費 228,302,792
t 経費 (円/t)		17,311

破碎資源化量含む 破碎資源化経費含む

●最終処分場		
	最終処分量 (t)	最終処分経費 (円)
⑬家庭系燃やさないごみ	3,441	埋立費 772,435,022
⑭事業系燃やさないごみ	3,802	戸室プラザ費 195,878,114
⑮焼却残渣	14,785	
⑯公用 (下水汚泥)	1,554	
⑰美化清掃ごみ	1,514	
⑱公共系不燃ごみ	1,767	
⑲事業系産廃	10,256	
⑳災害廃棄物	33,493	
最終処分量計	70,612	総経費 968,313,136
災害廃棄物除く総量	32,707	t 経費 (円/t) 29,606

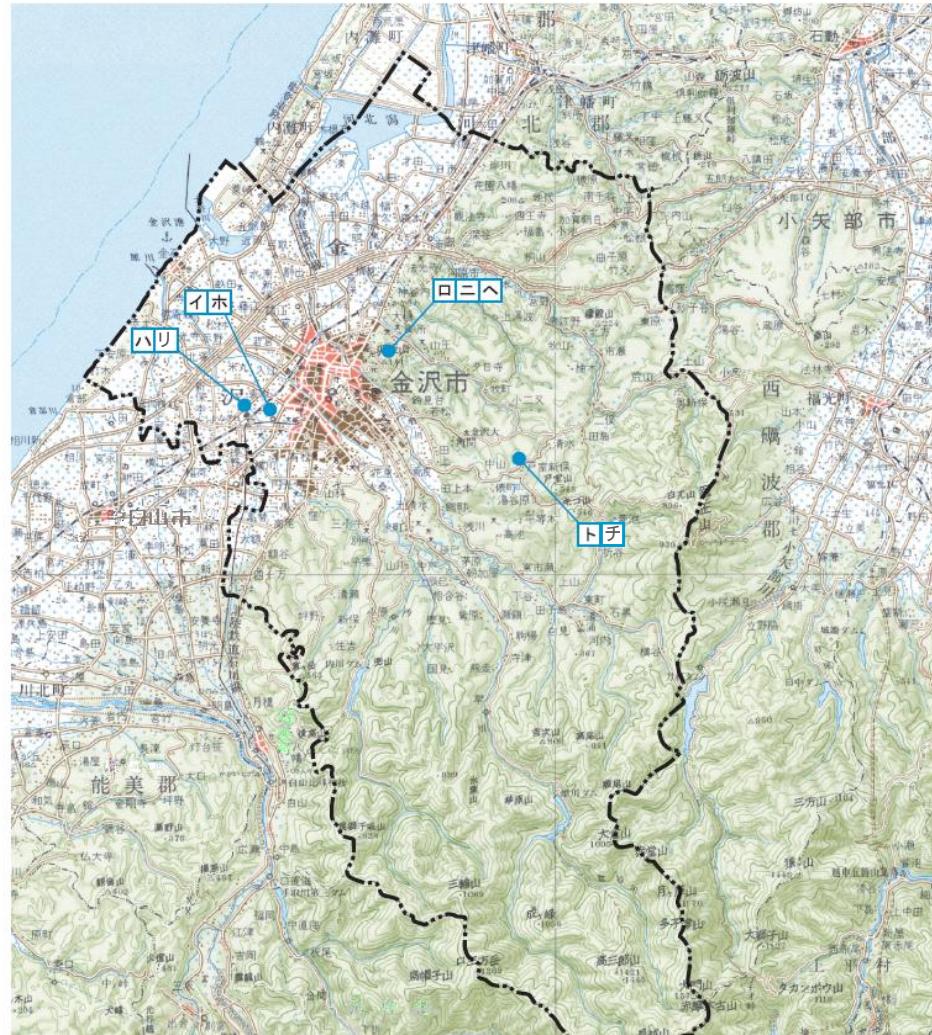
破碎埋立量含む 破碎埋立経費含む

※戸室リサイクルプラザは、処理量に応じて破碎可燃物（焼却）、資源（資源化）、  
破碎不燃（埋立）に経費を按分して計上した

## 第4章 施設及び車両

### 1. 施設の配置

本市のごみ処理施設は、次のとおりで、市を東西の地域に分け、それぞれに収集管理センター、焼却施設及びリサイクルプラザを配置している。また、最終処分場は両拠点からそれほど遠くない山間部に配置することで効率的なごみ処理を行っている。



「国土地理院発行の 20 万分の 1 地勢図（金沢、七尾）」

施設区分	施設名	所在地
収集管理センター	イ 西部管理センター	金沢市糸田新町1番30号
	ロ 東部管理センター	金沢市鳴和台359番地
焼却施設	ハ 西部環境エネルギーセンター	金沢市東力町ハ3番地1
	ニ 東部環境エネルギーセンター	金沢市鳴和台357番地
リサイクルプラザ	ホ 西部リサイクルプラザ	金沢市糸田新町1番30号
	ヘ 東部リサイクルプラザ	金沢市鳴和台432番地
	ト 戸室リサイクルプラザ	金沢市戸室新保ハ604番地
最終処分場	チ 戸室新保埋立場（第4期）	金沢市戸室新保ロ480番地1
し尿処理施設	リ 西部衛生センター	金沢市東力町ハ3番地1

## 2. 施設の概要

### (1) 収集管理センター

市内のごみを効率的に収集するため、市域を東西に分け、それぞれに収集管理センター（西部管理センター・東部管理センター）を設置している。ここでは、48台の収集車両と71名の収集職員により、直営収集を行っている。

なお、平成11年度より委託収集を導入し、以後委託業務の拡大を図っている。

表4 管理センター一覧

名 称	西部管理センター	東部管理センター
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台359番地
竣工年月日	管理棟 昭和56年3月23日（改築） 車庫棟 平成10年7月10日	平成3年2月20日（改築）
敷 地 面 積	8,891m <sup>2</sup> (西部リサイクルプラザを含む)	7,431m <sup>2</sup>
延 床 面 積	管理棟 1,922m <sup>2</sup> 車庫棟 1,521m <sup>2</sup>	管理棟 1,949m <sup>2</sup> 車庫棟 2,390m <sup>2</sup>
建 設 費	管理棟 449,900千円（旧車庫棟を含む） 車庫棟 314,790千円	661,466千円

### (2) リサイクルプラザ

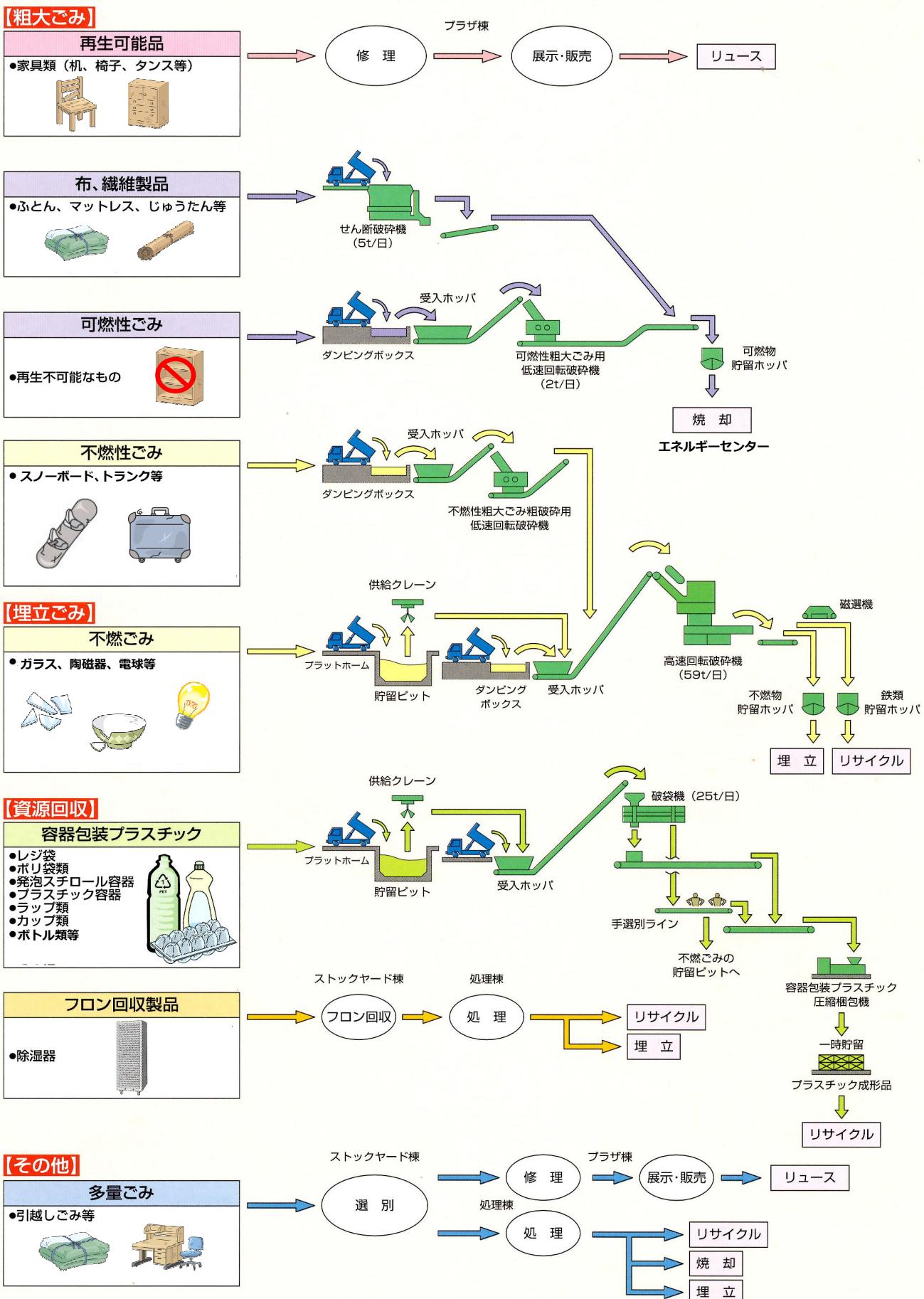
容器包装リサイクル法に対応するため、平成11年度に東西リサイクルプラザを開設した。市内で収集した缶やペットボトルを選別し資源化するとともに、処理後の圧縮成型品やカレットを再生事業者へ引き渡すまでの一時保管施設として稼動している。

また、戸室リサイクルプラザを平成15年に開設し、不燃物の破碎・選別や容器包装プラスチックの選別・圧縮梱包を行う一方、市民のリサイクル活動の拠点としても活用を図り、環境教育の普及啓発に努めている。

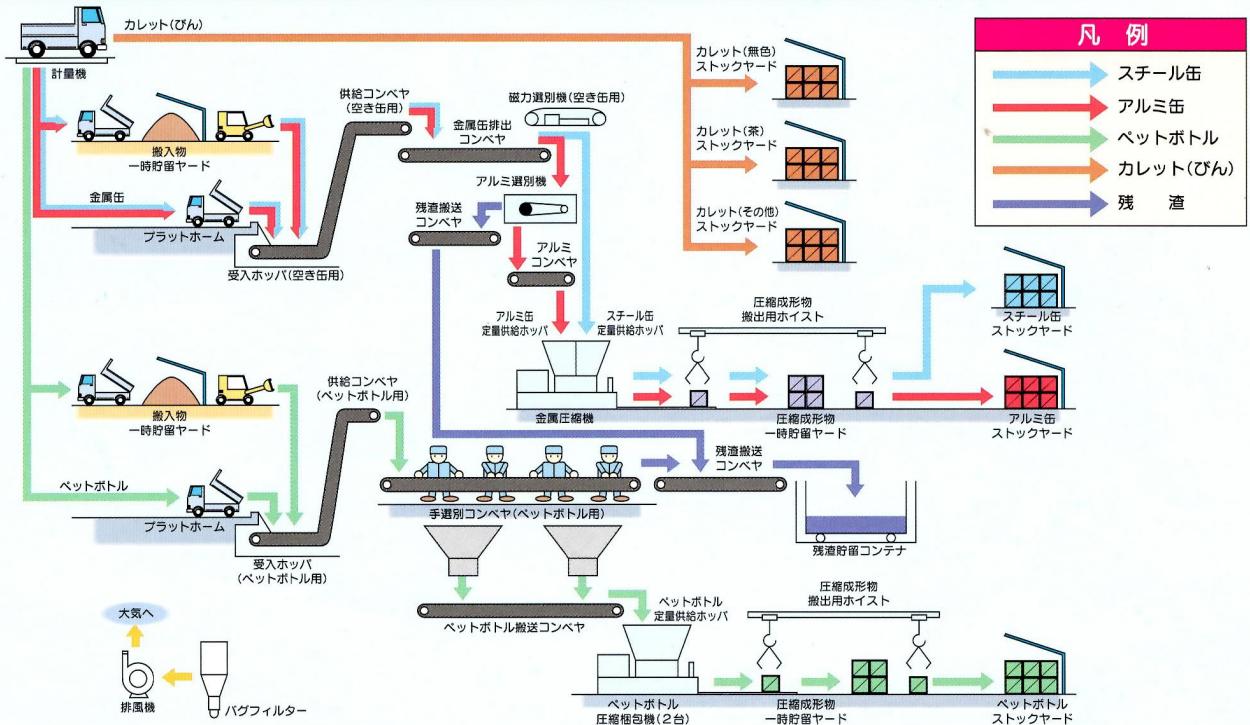
表5 リサイクルプラザ一覧

名 称		西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ	戸室リサイクルプラザ
所 在 地		金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地	金沢市戸室新保ハ604番地
竣 工 年 月 日		平成11年2月26日	平成11年6月22日	平成15年6月30日
敷 地 面 積		8,891m <sup>2</sup> (西部管理センターを含む)	8,098m <sup>2</sup>	22,590m <sup>2</sup>
建 物 概 要	処 理 棟	鉄骨造3階建 延床面積1,406m <sup>2</sup>	鉄骨造3階建 延床面積1,272m <sup>2</sup>	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建 延床面積8,079m <sup>2</sup>
	プラザ棟	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積365m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積538m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建 延床面積3,015m <sup>2</sup>
	ストックヤード棟	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積795m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積914m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋建 延床面積1,200m <sup>2</sup>
処 理 能 力		12.84t/日	12.84t/日	91t/日
処 理 対 象		缶、ペットボトル	缶、ペットボトル	粗大ごみ、埋立ごみ、容器包装プラスチック
貯 留 対 象		スチール缶、アルミ缶、 ペットボトル、 カレット(3色)	スチール缶、アルミ缶、 ペットボトル、 カレット(3色)	プラスチック成形品、多量 ごみ、除湿機のフロンなど
建 設 費 用 内 訳	建 設 費	1,102,601千円	1,290,365千円	6,176,820千円
	財 源	国庫補助金 223,993千円	261,363千円	1,476,864千円
	内	県費補助金 15,000千円	15,000千円	20,000千円
	訳	起 債 638,300千円	744,800千円	4,350,900千円
		一般財源 225,308千円	269,172千円	253,344千円
		そ の 他		75,712千円

# 処理フローシート (戸室)



## 処理フローシート（西部・東部）



### (3) ごみ焼却施設

市内から発生する燃やすごみは、平成24年稼動の西部環境エネルギーセンター（焼却能力340 t /日）及び平成3年稼動の東部環境エネルギーセンター（焼却能力250 t /日）において焼却処理している。

西部環境エネルギーセンターは、昭和55年から稼動していた旧工場の老朽化に伴い、平成21年3月から建設に着手し、平成24年3月に竣工したものである。旧工場では、平成8年度より、隣接する下水道終末処理施設からパイプ輸送される脱水汚泥を混焼しており、新工場でもコンベヤ搬送される乾燥下水汚泥を混焼し、周辺施設と連携した効率的な処理を推進している。

東部環境エネルギーセンターでは、平成26年より4か年で第2次基幹的改良工事を行い、施設の延命化及び効率化、省エネ化を図ることにより、二酸化炭素の排出量を11.6%削減（平成25年度比）している。

両環境エネルギーセンターとも、有害ガス除去装置や飛灰固化装置などにより公害防止に万全を期しているほか、コンピューター制御により運転管理の省力化を図っている。

また、ごみ焼却熱をボイラーより蒸気として回収し発電及び熱供給に利用しており、発生した電力は工場の運転に使用し、余剰分を売電している。余剰分の一部については、令和2年8月から自己託送方式、令和4年10月からは電力会社を介した市有施設への送電により、電力の地産地消及び市有施設のゼロカーボンを推進している。熱供給に関しては、近隣の市有施設（体育館等）の冷暖房及び温水プール等の熱源として高温水を供給している。

このほか、独自の高効率エコ・セーフティシステム（HESS）を構築し、環境保全活動及び労働安全衛生活動を推進しているほか、ストックマネジメントによる施設保全活動にも取り組んでいる。

なお、西部環境エネルギーセンターでは、高温・高圧のボイラーや高効率の蒸気タービン発電機を設置し、エネルギーの効率的回収に努めるほか、コミュニケーション機能を持った環境教育パソコンや太陽光発電などの省エネ設備を導入し、市民が見て学ぶことができる環境教育施設も整備されている。

表6 焼却施設（環境エネルギーセンター）一覧

名 称		西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
現 在 地		金沢市東力町ハ3番地1	金沢市鳴和台357番地
竣 工		平成24年3月23日	平成3年3月29日
敷 地 面 積		10,020m <sup>2</sup>	18,029m <sup>2</sup>
延 床 面 積		14,779m <sup>2</sup>	9,998m <sup>2</sup>
建設費 財源内訳	建 設 費	13,253,370千円	7,309,627千円
	国 庫 补 助 金	4,615,695千円	1,206,249千円
	起 債	6,284,700千円	4,042,800千円
	一 般 財 源	830,953千円	2,060,578千円
	そ の 他	1,522,022千円	—
建 物	工 場 棟	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造、 地下1階、地上10階建	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、 地上5階建
	管 理 棟		鉄筋コンクリート造、2階建
	煙 突	外筒…鉄骨造・鋼板張、角型 内筒…鋼板製 59m	外筒…鉄筋コンクリート造、角型 内筒…鋼板製 59m
焼却炉	型 式	タクマ式全連続燃焼式ストーカ炉	三菱マルチン式全連続燃焼式ストーカ炉
	公 称 能 力	340 t / 日	250 t / 日
	基 数	170t/日×2基	125t/日×2基
公害防止設備	集 ジ ん 設 備	バグフィルター 出口ガスの含じん量 0.008g/m <sup>3</sup> N (規制値0.04g/m <sup>3</sup> N)	バグフィルター 出口ガスの含じん量 0.03g/m <sup>3</sup> N (規制値0.08g/m <sup>3</sup> N)
	有 害 ガ ス 除 去 装 置	乾式バグフィルター方式・触媒脱硝方式 SO <sub>x</sub> 、HCl 各25ppm以下 NO <sub>x</sub> 50ppm以下 ダイオキシン類 0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	乾式バグフィルター方式 SO <sub>x</sub> 、HCl各25ppm以下 ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下
	排 水 处 理 設 備	薬液処理後下水道へ放流	前処理後下水道へ放流
余 热 利 用		廃熱ボイラーから発生する蒸気を自家発電 (7,000kW) など場内利用のほか、場外の体 育施設等への熱源供給や下水処理施設へ汚 泥乾燥用蒸気を供給する	廃熱ボイラーから発生する蒸気を自家発電 (3,000kW) など場内利用のほか、場外の体 育施設等へ熱源を供給する

表7 西部環境エネルギーセンターごみ焼却によるエネルギー利用状況

年度	施設名	使用蒸気量 (t)	発電電力量 (kWh)	発電電力量使用内訳及び金額換算				備考
				西部環境エネルギーセンター	西部衛生センター	戸室リサイクルプラザ*	売 電	
R5	タービン発電機	207,407	38,354,604	8,028,878kWh (1)165,555千円	137,470kWh (2)2,835千円	1,311,752kWh (3)27,048千円	28,876,504kWh (4)555,268千円	電気料金 20.62円/kWh 売 電 19.23円/kWh
	西部市民体育会館及び憩いの家	2,785	—	重油換算 (5)	252kl(ボイラーエff率 0.8)			重油発熱量 41,868kJ/kg 重油比重 0.83 重油価格 91.17円/㎘
	西部水質管理センター	7,154	—	重油換算 (6)	646kl(ボイラーエff率 0.8)			
	計	217,346	38,354,604	金額換算 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	58,896 千円			
R6	タービン発電機	52,784	9,199,091	1,885,806kWh (1)42,638千円	40,880kWh (2)924千円	286,590kWh (3)6,480千円	6,985,815kWh (4)134,572千円	電気料金 22.61円/kWh 売 電 19.26円/kWh
	西部市民体育会館及び憩いの家	2,814	—	重油換算 (5)	254kl(ボイラーエff率 0.8)			重油発熱量 41,868kJ/kg 重油比重 0.83 重油価格 95.04円/㎘
	西部水質管理センター	7,277	—	重油換算 (6)	658kl(ボイラーエff率 0.8)			※R6発電電力量 タービン発電機故障で 長期間停止。
	計	62,875	9,199,091	金額換算 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	62,536 千円			(単価は消費税込)

表8 東部環境エネルギーセンターごみ焼却によるエネルギー利用状況

年度	施設名	使用蒸気量 (t)	発電電力量 (kWh)	発電電力量使用内訳及び金額換算				備考
				東部環境エネルギーセンター	東部管理センター*	戸室リサイクルプラザ*	売 電	
R5	タービン発電機	95,773	12,206,860	4,816,060kWh (1)109,228千円	248,785kWh (2)5,642千円	679,030kWh (3)15,400千円	6,462,985kWh (4)132,659千円	電気料金 22.68円/kWh 売 電 20.53円/kWh
	鳴和台市民体育会館及び東部管理センター	6,139		重油換算 (5)	555kl(ボイラーエff率 0.8)			重油発熱量 41,868kJ/kg 重油比重 0.83 重油価格 91.17円/㎘
	計	101,912	12,206,860	金額換算 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	50,599 千円			
					313,528 千円			
R6	タービン発電機	122,362	16,396,310	5,572,379kWh (1)123,038千円	259,349kWh (2)5,726千円	1,498,365kWh (3)33,084千円	9,066,217kWh (4)186,129千円	電気料金 22.08円/kWh 売 電 20.53円/kWh
	鳴和台市民体育会館及び東部管理センター	6,679		重油換算 (5)	604kl(ボイラーエff率 0.8)			重油発熱量 41,868kJ/kg 重油比重 0.83 重油価格 95.04円/㎘
	計	129,041	16,396,310	金額換算 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	57,404 千円			
					405,381 千円			*東部リサイクルプラザ含む (単価は消費税込)

#### (4) 最終処分場

戸室新保埋立場は、市内から発生する廃棄物及びその処理残渣を最終処分するために、市中心部から東南の方向へ約 11 km の山間部に開設した、この地域で 4 箇所目の最終処分場である。

廃棄物の指定ごみ袋制度の導入やりサイクルなど、廃棄物の減量化・資源化を行うことで、埋立期間は約 48 年間を予定しており、第 1 期から通算して約 100 年間この地域で運営することとなる。

当処分場は、準好気性埋立構造でシート遮水工法を採用し、浸出水による地下水汚染を防いでいる。また、この浸出水は、埋立地内に張り巡らされた管により浸出水調整槽に集められ、流量コントロールのうえ公共下水道に排出される。

埋め立ては、廃棄物 3 m に対し 50 cm の覆土を行うサンドイッチ方式により、害虫などが発生しないよう配慮しながら行うとともに、近年は、積極的に臭気対策に取り組んでいる。

廃棄物の搬入手数料は、トラックスケールを使用する従量制となっており、支払は現金のほかプリペイドカード（IC カード）でも行えるようになっている。

また、埋め立てが完了した旧処分場については、跡地の整備を行い、平成 15 年 4 月から「戸室スポーツ広場」として市民に開放している。

表 9 埋立場の概要

埋立場 (第 4 期)			
名 称	戸室新保埋立場	総 面 積	541,000m <sup>2</sup>
所 在 地	金沢市戸室新保口480番地1	埋立面積	121,000m <sup>2</sup>
開 設 年 月	令和2年10月	埋立容量	2,710,000m <sup>3</sup>
埋立期間	令和2年10月～令和50年3月	埋立工法	準好気性埋立、 サンドイッチ工法
建 設 費		8,511,283千円	
工 期			平成21年9月～令和2年7月
建 設 費	総 事 業 費	8,511,283千円	
	国 庫 補 助 金	2,384,838千円	
	市 債	3,321,800千円	
	一 般 財 源	2,804,645千円	

## (5) し尿処理場

市内から発生する生し尿及び浄化槽汚泥を処理するし尿処理場として、平成7年から西部衛生センターを開設している。

西部衛生センターでは、隣接するごみ焼却施設（西部環境エネルギーセンター）と下水道終末処理施設（西部水質管理センター）との一体的かつ有機的な連携を保つことで、施設の維持管理の容易性や経済性などの面において効率化を図っている。

### ① 焼却施設との連携

し尿及び浄化槽汚泥に含まれているし渣を脱水後、ごみ焼却施設にて焼却処分し、また、ごみ焼却施設で発電される余剰電力を、し尿処理施設の運転に利用している。

### ② 下水道終末処理施設との連携

し尿及び浄化槽汚泥の処理水の二次処理と、余剰汚泥の脱水などの汚泥処理を下水道終末処理施設にて行い、施設のコンパクト化を実現している。

また、地下水の汲み上げによる地盤沈下に配慮し、施設の希釀水は、下水道終末処理施設の処理水を再利用している。

表10 西部衛生センターの施設概要

所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
竣 工	平成7年10月31日
敷 地 面 積	2,469.37m <sup>2</sup>
延 床 面 積	1,693.30m <sup>2</sup>
処 理 方 式	固液分離処理方式
処 理 能 力	195kL/日 (生し尿35kL/日 浄化槽汚泥160kL/日)
建 設 費	1,968,248千円

### 3. 車両

本市では、48台の収集車両により、ごみの直営収集を行っている。収集車両の購入にあたっては、衛生面や収集職員の安全面を考慮し、機械車を積極的に導入しており、現在では全収集車両中88%が機械車となっている。

表11 ごみ収集車保有状況

(単位：台)

車種		西部管理センター	東部管理センター	合計	
容積	最大積載量				
機械車	6 m <sup>3</sup>	9	5	14	
	4 m <sup>3</sup>	16	12	28	
平ボディダンプ車		3	3	6	
合計		28	20	48	

令和7年4月現在

第5章 ごみ処理

## 1. ごみの収集・運搬

### (1) ごみの区分及び収集

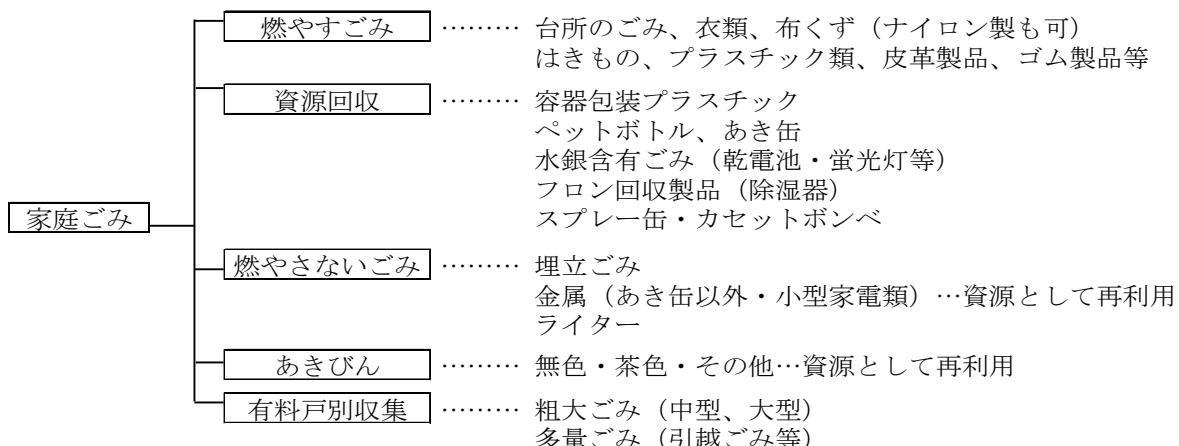
本市では、分別収集の徹底とごみの資源化を推進するため、半透明ごみ袋の導入、排出指導・禁止シールによるルール違反ごみの指導、市民への説明会、早朝収集の見直し等を実施してきた。

平成11年度からは、燃やごみを週2回、埋立ごみ・金属類を月1回、ペットボトル・あき缶を月2回、あきびんを月1回、それぞれごみステーション方式で収集する体制に変更し、平成13年度からは、容器包装プラスチックも月2回のごみステーション方式による資源回収とした。

平成15年7月からは、粗大ごみの一部を有料戸別収集に変更し、ごみの発生抑制・再使用・再資源化を推進している。

平成24年4月からは、西部環境エネルギーセンターの新設に伴い、埋立ごみであったプラスチック類、皮革製品、ゴム製品を燃やすごみに変更するとともに、小型家電リサイクル法の施行に先がけ、レアメタルの資源化を推進するため、小型家電類を金属ごみとして収集することとした。

また、更なるごみの減量化・資源化に資するため、平成30年2月から、燃やすごみと埋立ごみを対象に家庭ごみの指定ごみ袋収集制度を開始したほか、平成31年4月から、第5週目の容器包装プラスチックの収集を開始した。



## 資源回収の実施状況

1. 8ℓびん ..... 昭和45年度から回収  
平成8年度から酒販店店頭回収に移行

金 属 類 ..... 昭和47年度から回収  
平成5年度から金属をアルミ缶、スチール缶、その他金属に分別回収  
平成11年度からあき缶、その他金属類に分類  
平成24年度から小型家電類を回収

水銀含有ごみ ..... 昭和59年度から回収  
あきびん 昭和60年2校下回収

昭和60年12校下回収	(10校下)
昭和61年8校下回収	(24校下)
昭和62年14校下回収	(40校下)
昭和63年16校下回収	(55校下)
平成元年15校下回収	(全市域)
平成2年12校下回収	

ペットボトル	平成9年10月 平成10年4月 平成11年4月	2校下モデル回収 2校下モデル回収 全市域回収
--------	-------------------------------	-------------------------------

容器包装 …… 平成12年4月4校下モデル回収  
プラスチック 平成13年4月全市域回収

## (2) ごみステーション

本市におけるごみステーションは、各町会やアパート・マンションの管理人等が自主的に設置し管理することになっており、町会の設置基準については、燃やすごみは15世帯に1か所、燃やさないごみ及び資源回収では50世帯に1か所である。令和7年4月1日現在では、燃やすごみ9,207か所、燃やさないごみ3,134か所、資源回収3,006か所のごみステーションが設置されている。

なお、マンション等におけるごみステーションの設置については、建築確認中に事前協議を行うこととしている。

## 2. ごみの排出状況

本市におけるごみの排出状況は次のとおりである。

表12 家庭系ごみの排出量

(単位: t)

	燃 や す ごみ	埋立ごみ	資源回収	合 計
R 2 年 度	71,324	3,408	16,196	90,928
R 3 年 度	70,139	3,251	15,545	88,935
R 4 年 度	68,357	2,996	14,900	86,253
R 5 年 度	65,418	3,065	14,052	82,535
R 6 年 度	64,815	3,052	13,460	81,327

表13 事業系ごみの排出量

(単位: t)

	燃 や す ごみ	埋立ごみ	資源回収	合 計
R 2 年 度	42,068	12,691	2,607	57,366
R 3 年 度	41,970	12,737	4,037	58,744
R 4 年 度	43,827	12,971	3,942	60,740
R 5 年 度	44,218	12,596	4,079	60,893
R 6 年 度	44,098	13,126	3,571	60,795

図3 ごみ排出量の推移

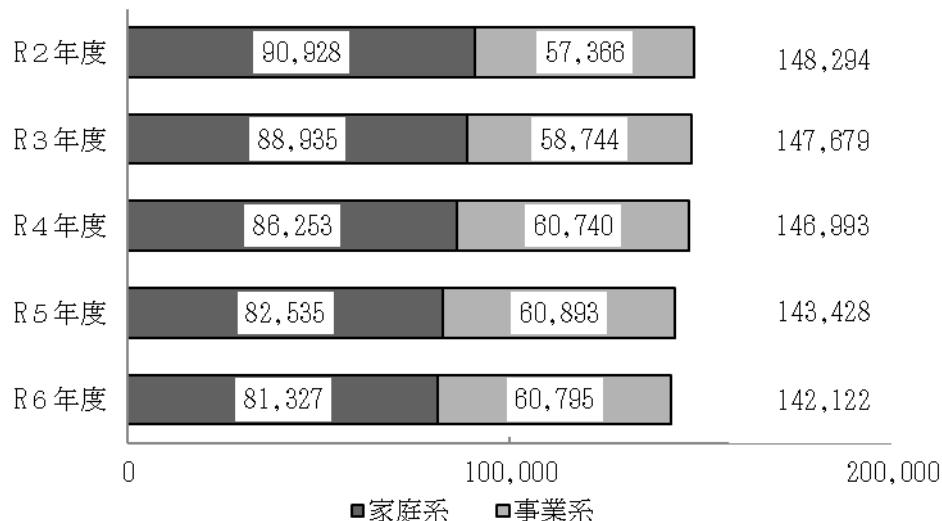


表14 家庭系ごみの資源回収量

(単位: t)

	水銀含有製品	カレット	金属類	ペットボトル	容器包装 プラスチック	紙類	集団回収等	合計
R 2 年度	124	2,100	3,648	933	3,562	1,271	4,558	16,196
R 3 年度	116	2,216	3,399	993	3,505	1,202	4,114	15,545
R 4 年度	105	2,043	3,253	969	3,345	1,074	4,111	14,900
R 5 年度	104	2,058	3,018	952	3,255	1,015	3,650	14,052
R 6 年度	106	1,957	2,860	946	3,235	1,000	3,356	13,460

(注) 「集団回収等」は拠点回収を含む

表15 一人一日あたりのごみ排出量

(単位: g/人・日)

	家庭系ごみ			事業系ごみ	合 計
	燃やすごみ 埋立ごみ	資源回収	小 計		
R 2 年度	441	96	537	339	876
R 3 年度	436	92	528	348	876
R 4 年度	425	89	514	362	876
R 5 年度	409	84	493	363	856
R 6 年度	408	81	489	365	854

(注) 各年度10月1日現在の推計人口により算出

表16 公共系等その他ごみの排出量

(単位: t)

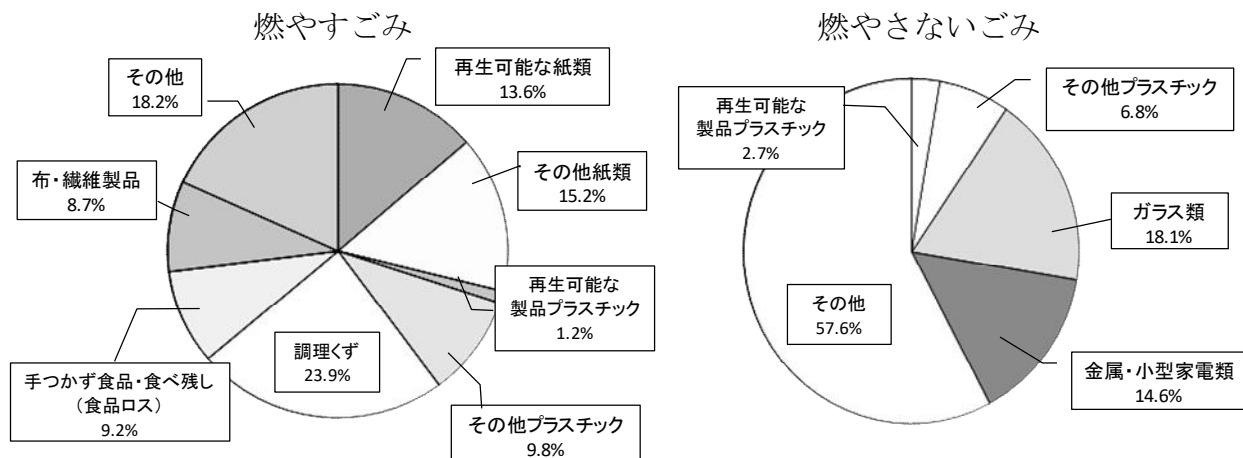
	下 水 汚 泥		側溝泥等	災害廃棄物	そ の 他	合 計 (災害廃棄物除く)
	焼 却	埋 立				
R 2 年度	3,824	1,022	3,705	0	297	8,848
R 3 年度	3,751	1,026	3,444	0	349	8,570
R 4 年度	3,397	1,156	4,220	0	205	8,978
R 5 年度	3,385	1,181	3,726	3,501	208	8,500
R 6 年度	3,633	1,554	3,281	43,509	211	8,679

(注) 1. 「側溝泥等」は公共施設からの造園ごみ等を含む

2. 「その他」は処理残渣など

### 3. ごみの組成分析

図4 令和4年度家庭系ごみ分析結果（重量割合）



(注) 数字の単位未満を端数処理しているため、各項目の値の合計値が100%にならない場合がある。

### 4. ごみの処理・処分

本市におけるごみの処理・処分状況は次のとおりである。

- ① 燃やすごみは、東部環境エネルギーセンター及び西部環境エネルギーセンターで全量焼却処理している。
- ② 家庭系の燃やさないごみは、戸室リサイクルプラザで破碎、選別し、破碎可燃物は焼却処理、破碎不燃物は埋立処分している。また、事業系の燃やさないごみは、埋立処分している。
- ③ 資源回収品目のうち、金属類・カレットは再生業者に、ペットボトル・プラスチック成型品は指定法人にそれぞれ引き渡し、再資源化を図っている。
- ④ 資源回収品目のうち、水銀含有製品は、市内の許可業者へ処理を委託している。
- ⑤ 災害廃棄物は、令和5年奥能登地震及び令和6年能登半島地震によるものとし、市外の災害廃棄物を含む。

表17 焼却処理量

(単位: t)

	家庭系	事業系	下水汚泥	災害廃棄物	その他	合計 (災害廃棄物 除く)
R 2 年度	71,324	42,068	3,824	0	8,917	126,133
R 3 年度	70,139	41,970	3,751	0	8,840	124,700
R 4 年度	68,357	43,827	3,397	0	9,030	124,611
R 5 年度	65,418	44,218	3,385	1,990	9,641	122,662
R 6 年度	64,815	44,098	3,633	10,016	9,600	122,146

(注) 「その他」は、破碎木くず、処理残渣など

表18 埋立処分量

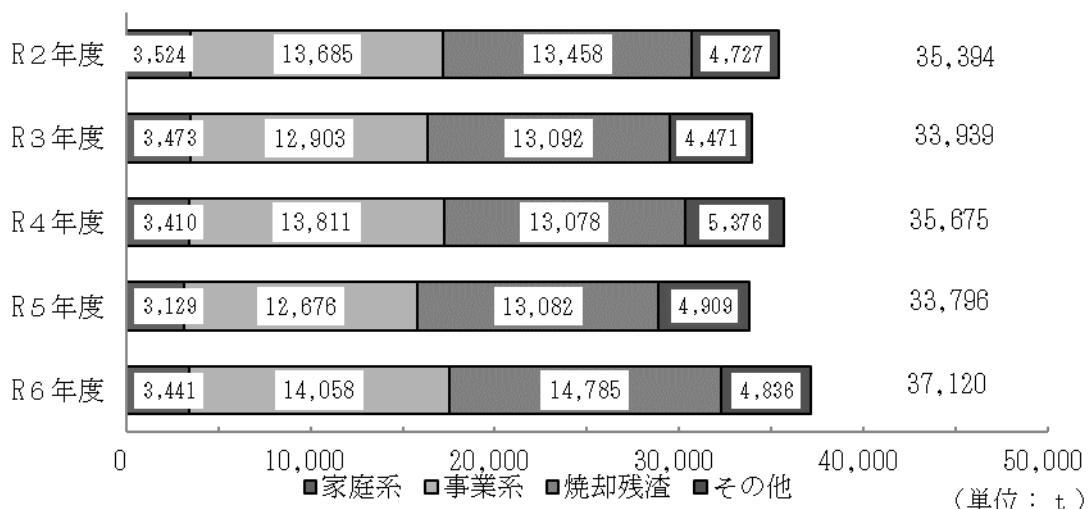
(単位: t)

	搬入量					合計 (災害廃棄物 除く)	搬出量		埋立 処分量 (災害廃棄物 除く)
	家庭系	事業系	焼却残渣	その他	災害廃棄物		破碎木くず等	災害廃棄物	
R 2 年度	3,524	22,248	13,458	4,727	0	43,957	8,563	0	35,394
R 3 年度	3,473	21,330	13,092	4,471	0	42,366	8,427	0	33,939
R 4 年度	3,410	22,572	13,078	5,376	0	44,436	8,761	0	35,675
R 5 年度	3,129	22,032	13,082	4,909	1,511	43,152	9,356	0	33,796
R 6 年度	3,441	23,382	14,785	4,836	37,906	46,444	9,324	4,413	37,120

(注) 1. 「事業系」は併せ処分可能な産業廃棄物を含む

2. 「その他」は下水汚泥などの公共ごみ

図5 埋立処分量の推移(災害廃棄物除く)



(注) 「事業系」は搬入量から破碎木くず等を引いた量

表19 家庭系資源回収にかかる売上金・奨励金の推移 (単位: 円)

	売上収入	奨励金	
		ステーション回収 ※1	集団回収 ※2
R 2 年度	91,444,387	42,796,160	19,792,570
R 3 年度	143,324,291	40,691,680	18,589,070
R 4 年度	219,522,615	39,439,440	18,896,340
R 5 年度	170,958,563	37,185,600	16,499,580
R 6 年度	214,135,884	35,118,800	14,970,920

(注) 売上収入は一般会計の歳入に計上し、別途資源回収奨励金として校下(地区)等に交付

※1 均等割 平成29年度より 30,000円 → 50,000円 (1校下あたり)

排出量 平成29年度より 缶、ペットボトル、カレット 4円/kg → 8円/kg

令和2年度より 金属製品等 3円/kg → 8円/kg

※2 平成29年度より 2円/kg → 4円/kg

令和2年度より 4円/kg → 6円/kg

表20 資源化率 (単位: %)

	家庭系	事業系	合計
R 2 年度	17.9	4.5	12.7
R 3 年度	17.3	6.9	13.1
R 4 年度	17.3	6.5	12.8
R 5 年度	16.8	6.7	12.5
R 6 年度	16.2	5.9	11.8

## 5. 側溝の清掃

本市では、快適な住環境の維持と公衆衛生の向上のため、毎年4月から6月にかけて市民の協力を得て、側溝のどろあげを実施している。

集められたどろは、翌日から市が順次回収を行っている。

表21 側溝汚泥収集量(単位:t)

R 2 年 度	1, 549
R 3 年 度	1, 542
R 4 年 度	1, 556
R 5 年 度	1, 478
R 6 年 度	1, 510

## 6. 犬、猫等の死体処理件数

飼い犬、飼い猫等については一体につき2,400円（ペット専用炉で焼却する場合は一体につき5,700円）、飼い主が不明なものについては無料で市が収集処分している。

表22 犬、猫等の死体処理件数 (単位：件)

	有 料	無 料	合 計
R 2 年 度	391	1, 387	1, 778
R 3 年 度	336	1, 438	1, 774
R 4 年 度	323	1, 700	2, 023
R 5 年 度	312	1, 336	1, 648
R 6 年 度	301	1, 537	1, 838

## 7. 不法投棄

生活ごみ・廃タイヤ・廃家電・建設廃材等廃棄物の不法投棄は、大規模なものは少ないが、小規模なものは、山間部や沿岸部を中心に依然として多い状況である。

不法投棄防止策としては、不法投棄防止対策員や市職員による監視パトロールを継続的に行うとともに、未然防止と取締りの強化を図るため、不法投棄の多い場所や投棄されやすい場所に啓発看板や監視カメラの設置を行っている。監視パトロール等により発見された不法投棄物は早期に回収を行い、不法投棄した行為者が判明した場合は、警察に告発している。さらに、日本郵便株式会社及び金沢市一般廃棄物事業協同組合との協定の締結や、タクシー業界や運送業界、その他関係団体及び機関と不法投棄防止ネットワーク会議を開催し、連絡、監視体制の強化を図っている。

不法投棄防止の啓発活動としては、ごみ不法投棄監視Wiーク、環境月間、金沢市不法投棄防止強化月間に於いて、街頭キャンペーンの実施やパトロール活動の強化を図るとともに、大学等への出前講座を行っている。

## 8. 被災家屋等の解体・撤去

本市では、令和6年能登半島地震によって損壊した被災家屋等について、二次被害の防止および生活環境の保全のため、解体・撤去の支援を実施している。

対象は、り災（被災）証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋等（倉庫・蔵・事務所などを含む）である。

被災家屋等の解体・撤去制度として「公費解体」と「自費解体（費用償還）」がある。

### (1) 公費解体等の実施状況

受付期間：令和6年3月4日～令和7年3月31日

受付棟数：144棟

※解体は、令和7年度も継続して実施

### (2) 公費解体に伴う災害廃棄物処理量（令和7年3月31日時点）

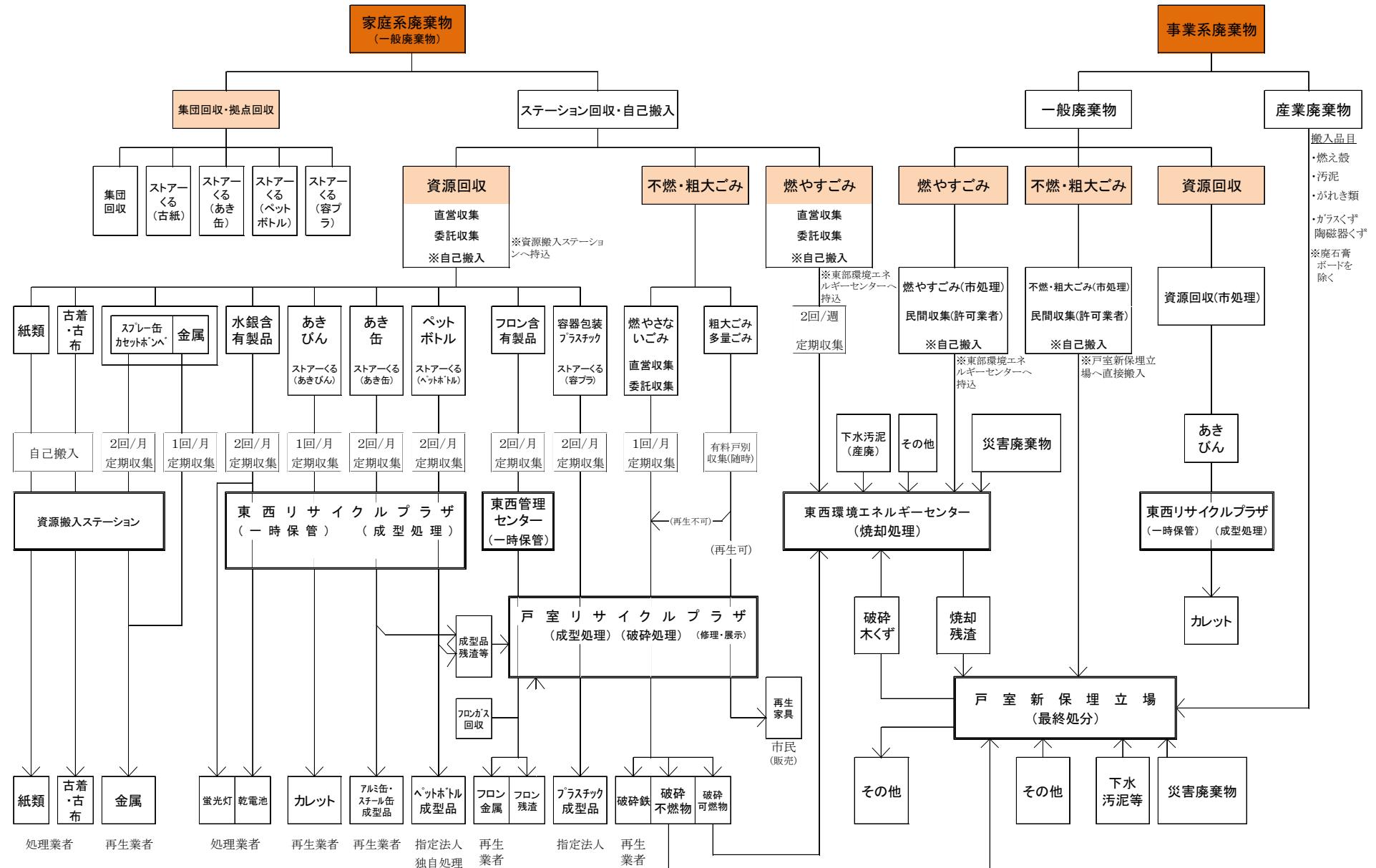
①金沢市分 (単位: t)

品 目	処 理 量
可燃物	99
不燃物・粗大ごみ	2,309
コンクリート・木くず・金属くず等	6,798

②能登地区分 (単位: t)

品 目	処 理 量
可燃物	5,603
不燃物	32,073
畳	4,313

図6 ごみ処理体系（金沢市処理分）



## 第6章 事業系廃棄物の処理

### 1. 事業系一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物が限定列挙されており、それ以外のものを一般廃棄物としている。

一般廃棄物は、さらに事業系のものと家庭系のものに区分される。

事業系一般廃棄物は、一般廃棄物処理計画に基づき、東部環境エネルギーセンター及び戸室新保埋立場への自己搬入や、一般廃棄物処理業の許可業者による収集運搬及び処分が行われている。

本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者(限定許可の者を除く)は現在19業者あり、許可業者が収集した燃やすごみについては、東部・西部環境エネルギーセンターへの搬入を認めている。

表23 金沢市的一般廃棄物収集運搬業許可業者(限定許可の者を除く) (令和7年4月1日現在)

金 沢 市 清 掃 (株)	株 金 沢 環 境 サ ー ビ ス 公 社	環 境 開 発 (株)
藤 ビ ル メ ン テ ナ ン ス (株)	サ ン デ ツ ク (株)	(株)デイリー・クリーン・サービス
(株) 北 陸 環 境 サ ー ビ ス	(株) 金 剛	三 恵 物 産 (株)
(有) 北 伸 運 輸	(有)シマハタクリーンサービス	(株)ウエイスト北陸
(株) や ま と 商 事	上 昇 運 輸 (株)	(有) 北 商 事
クリーンライフ (株)	(株)トスマク・アイ	(有)石川クリーン
(株) と む ろ		

### 2. 産業廃棄物

#### (1) 事業者による処理責任の原則

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられており、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を産業廃棄物という。また、処理を委託する場合には、委託基準に従い、産業廃棄物処理業の許可業者に処理を委託しなければならない。

#### (2) 適正処理の推進

産業廃棄物の処理においては、廃棄物の多量化・多様化に伴い、その適正な処理体制や減量化・資源化体制の確立が重要である。

市発注の公共工事については、「公共工事に係る廃棄物等処理計画届出書」の提出を元請業者に義務づけ、産業廃棄物等の適正処理及び発生抑制に努めている。

また、「金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱」を定め、処理施設の設置に関して関係地域住民等の意見をとり入れるなど、周辺の生活環境への影響を考慮した事前審査制度を設け、適切な指導を行っている。

### 3. 産業廃棄物処理業者

表24 産業廃棄物処理業（令和7年4月1日現在）

業種	区分	業者数	県内		県外	
			市内	市外	富山福井	その他
収集・運搬業者	18	8	—	—	1	9
収集・運搬、中間処理業者	8	8	—	—	—	—
収集・運搬、最終処分業者	—	—	—	—	—	—
収集・運搬、中間処理、最終処分業者	2	2	—	—	—	—
中間処理業者	19	18	—	—	—	1
中間処理業者、最終処分業者	1	1	—	—	—	—
最終処分業者	—	—	—	—	—	—
計	48	37	0	—	1	10

表25 特別管理産業廃棄物処理業（令和7年4月1日現在）

業種	区分	業者数	県内		県外	
			市内	市外	富山福井	その他
収集・運搬業者	13	3	—	—	2	8
収集・運搬、中間処理業者	1	1	—	—	—	—
中間処理業者	1	1	—	—	—	—
計	15	5	0	—	2	8

### 4. 産業廃棄物処理状況

表26 市内における産業廃棄物の処分量(特別管理産業廃棄物を含む)

(単位: t)

種別 年度 項目	中間処理				最終処分			
	R03年度 内市内発生	R04年度 内市内発生	R05年度 内市内発生	R03年度 内市内発生	R04年度 内市内発生	R05年度 内市内発生	R03年度 内市内発生	R04年度 内市内発生
燃えがら	301	97	139	7	134	5	8,224	5,945
汚泥	70,048	58,999	78,521	66,161	70,395	58,231	20,272	5,621
廃油	7,643	698	6,912	766	6,411	659	0	0
廃酸	294	50	265	29	254	19	0	0
廃アルカリ	366	32	374	20	379	25	0	0
廃プラスチック類	48,425	20,778	44,951	19,155	40,507	15,904	7,408	6,172
紙くず	2,303	857	2,465	790	2,239	645	0	0
木くず	43,677	25,294	40,190	23,468	38,412	22,128	224	224
繊維くず	1,089	577	1,110	542	915	409	0	0
動植物性残さ	1,704	707	1,717	878	1,649	816	1	1
動物系固体不要物	156	156	171	169	164	164	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	11	2	8	2	5	1	0	0
金属くず	12,182	4,085	7,806	4,105	8,350	4,253	164	93
ガラスくず・陶磁器くず	12,719	5,734	12,100	5,414	12,143	5,691	14,972	4,316
がれき類	324,986	232,697	287,589	228,441	270,822	203,344	71,680	40,433
鉱さい	165	15	135	1	142	0	7,482	30
ばいじん	229	222	142	142	163	163	1,755	1,504
13号廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性廃棄物	4,514	2,218	5,450	2,615	4,708	2,262	0	0
P C B等	16	0	6	1	52	11	0	0
合計	530,828	353,217	490,051	352,706	457,844	314,730	132,182	64,339
							131,815	56,339
							118,011	46,620

参考資料：産業廃棄物の広域移動量調査票

## 5. 事業者、許可業者への立入調査

産業廃棄物の適正処理を期するため、産業廃棄物処理施設や最終処分場への隨時立入調査を実施している。

表27 立入調査回数の内訳（令和6年度）

調査事項	事業者	許可業者	計
処理基準及び不法投棄調査	28	0	28
最終処分場の調査・指導	—	18	18
産業廃棄物処理施設等の調査・指導	2	50	52
その他の	—	—	—
計	30	68	98

## 6. 産業廃棄物処理施設

表28 産業廃棄物処理施設の設置数（令和7年4月1日現在、許可対象施設内）

調査事項	事業者	許可業者	公共	計
廃プラスチック類の焼却施設	1	3	—	4
廃油の焼却施設	—	2	—	2
汚泥の焼却施設	—	2	—	2
その他の焼却施設	1	4	1	6
廃プラスチック類の破碎施設	—	16	—	16
木くず・がれき類の破碎施設	—	28	—	28
汚泥の脱水施設	1	1	1	3
安定型最終処分場	—	2	—	2
管理型最終処分場	—	2	—	2
計	3	60	2	65

## 第7章 し尿処理

### 1. 概要

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者である(株)金沢環境サービス公社が行っており、汲取料金の改定は、公共料金としての性質から、金沢市廃棄物総合対策審議会に諮り行われている。

収集量については、近年の下水道普及に伴い、し尿汲取戸数と浄化槽設置基数とともに減少傾向にある。

表29 し尿収集量の推移 (単位 : kL)

	し尿	浄化槽汚泥	合計
R2年度	1,285	6,955	8,240
R3年度	1,287	6,738	8,025
R4年度	1,245	6,622	7,867
R5年度	1,247	6,463	7,710
R6年度	1,203	6,553	7,756

表30 し尿汲取戸数および浄化槽設置基数の推移 (調査日 毎年4月1日)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
汲取戸数	1,173	1,165	1,147	1,138	1,122	800
浄化槽設置基数	6,417	6,262	4,804	4,269	4,191	4,054

表31 し尿汲取料金

一般汲取	10L当たり	79.00円
特殊汲取	10L当たり	99.40円

(注) 平成10年4月1日改定

※特殊汲取とは40m以上のロングホース使用の場合、または終末処理場まで10km以上の場合をいう

※上記単価により算出された料金に消費税を乗じて得た額を加算する

### 2. 株式会社金沢環境サービス公社

所在地	金沢市御影町23番10号
設立	昭和32年8月28日
資本金	2,000万円 (金沢市200万円出資) 株主24人 4,000株
営業年度	毎年4月1日から翌年3月末まで 決算年1回
営業種目	一般廃棄物の収集・運搬、公共下水道管渠の清掃、浄化槽維持管理・清掃、産業廃棄物の収集・運搬、計量証明事業及び作業環境測定分析業務
収集車両	一般し尿汲取車、浄化槽汚泥汲取車 計11台

## 第8章 ごみの発生抑制、再使用、再利用（3R）意識の普及、広報等

### 1. 概要

清掃行政は市民生活に最も密着した行政部門であり、行政と市民等が一体となって円滑に事業を遂行していく必要がある。

本市では、ごみの出し方等について積極的にPRを行い、市民や事業者のごみに対する意識啓発を図っているほか、ごみの減量化・資源化活動に対しても様々な支援を行っている。

### 2. 3R意識の普及

毎年10月は「3R推進月間」として「リデュース（ごみを減らそう）、リユース（繰り返し使おう）、リサイクル（再び資源として利用しよう）」を普及啓発するため、全国的に各種の行事や運動が展開されており、本市においても、「かなざわエコフェスタ」を実施しているほか、通年で、環境イベントや出前講座の開催、インターネットを活用した情報発信等を通じて、3R推進の普及・啓発に取り組んでいる。

近年の主な取り組みとして、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症によりイベントの自粛が続いたことから、本市ホームページに加えSNS（Instagram、X、市公式Facebook）を用い、3Rに関する情報発信の強化に取り組んだほか、幼少期からの環境教育が重要と考え、未就学児への出前講座を開始している。

令和3年度からは、多くの世代が活用するスマートフォンのLINEアプリを用いて、ごみの分別に関する問い合わせや有料戸別収集の受付・オンライン決済に24時間対応できるAI自動応答システムを導入し、市民の利便性や分別意識の向上に取り組んでいる。

令和4、5年度には、ごみ減量につながるエコクッキングをさらに促進するため、普段捨てがちな食材を有効に活用したエコ・スイーツレシピコンテストの開催や市内洋菓子店のパティシェによるレシピ開発を行い、レシピ集・レシピ動画を本市ホームページやSNSで発信している。

また、令和5年度からは、これまで実施していた育児用品のリユース市に加え、ベビーカーや大型おもちゃなどの大型育児用品、汚れや破損により廃棄予定の衣類をアップサイクルして提供する「子育て応援リユースフェア」を定期的に開催している。

令和6年度には、ごみ出しマナーの向上を図るため、学生と協働して啓発動画を作成しSNS等で発信したほか、令和7年4月からの製品プラスチック分別収集・資源化の開始に向けて、町会等へ出向いて説明会を開催し、ごみの分け方・出し方についての周知啓発を行った。

そのほか、生ごみの減量化に取り組む方々や古紙集団回収に取り組む地域団体への支援、子供から大人まであらゆる世代への環境教育、再生家具や自転車の販売など、幅広く3R推進の普及・啓発に向け取り組んでいる。

表32 令和6年度いいね金沢環境活動賞（地域美化の部）表彰者

個人の部

受賞者	地区（校下）名
山賀 朋枝	浅野町

団体の部

受賞者	地区（校下）名
金沢南町会	四十万
並木民主会	材木

表33 令和6年度ごみを減らそう！ポスターコンクール入賞者一覧

【低学年の部（1～2年生）】

審査結果	小学校名	学年	氏名
最優秀	金大附属小	1	関口 実玖
優秀	新神田小	1	伊藤 纏
	金大附属小	2	柴田 澄
	犀桜小	2	亀村 朱里
佳作	金大附属小	1	一森 樹生
	中央小	1	荻野 彩子
	森山町小	1	宇納 大賀
	泉野小	2	倉石 真心
	中央小	2	村田 りさこ
入選	明成小	1	古賀 千暁
	金大附属小	1	米島 縠音
	杜の里小	2	春日 栄人
	金大附属小	2	小島 守生

【高学年の部（5～6年生）】

審査結果	小学校名	学年	氏名
最優秀	中央小	6	橋本 志帆
優秀	金大附属小	5	杉谷 玲那
	千坂小	5	大浦 瑞莉
	明成小	6	能崎 希美
佳作	金大附属小	5	秋田 理翔
	金大附属小	5	原 里彩子
	金大附属小	5	佐竹 秋文
	兼六小	6	加藤 里菜
	千坂小	6	古川 知穂
	中央小	6	稻場 凜帆
入選	兼六小	5	森岡 蕾
	明成小	5	橋本 杏莉
	金大附属小	5	松村 精香
	兼六小	5	向 睿萌
	金大附属小	5	森 南菜未
	朝霧台小	6	古川 唯莉
	中央小	6	村田 さおり
	明成小	6	小阪 知巴
入選	千坂小	6	鵜川 紗萌
	金大附属小	3	米島 悠真
	中央小	3	荻野 有
	朝霧台小	3	村中 七寧
	緑小	4	中川 花音
	金大附属小	4	小林 彩葉
	緑小	4	脇守 晋平
	十一屋小	4	麻多 咲希
	緑小	4	本野 心椰
	田上小	4	中村 晴乃
	十一屋小	4	阿曾 紗弓
	緑小	4	中野 梓南
	中央小	4	松井 千佳
	緑小	4	長谷 柚希

【中学年の部（3～4年生）】

審査結果	小学校名	学年	氏名
最優秀	中央小	3	館 天
優秀	緑小	4	河崎 雅仁
	犀桜小	4	岡村 さくら
佳作	金大附属小	3	谷内 咲空
	西南部小	4	吉田 莉咲樹
	緑小	4	吉疊 奏人
	金大附属小	4	寺田 豊
	木曳野小	4	小幡 澄央
入選	金大附属小	3	米島 悠真
	中央小	3	荻野 有
	朝霧台小	3	村中 七寧
	緑小	4	中川 花音
	金大附属小	4	小林 彩葉
	緑小	4	脇守 晋平
	十一屋小	4	麻多 咲希
	緑小	4	本野 心椰
	田上小	4	中村 晴乃
	十一屋小	4	阿曾 紗弓
	緑小	4	中野 梓南
	中央小	4	松井 千佳
	緑小	4	長谷 柚希
	金大附属小	4	伊井 麻莉奈
	金大附属小	4	尾崎 希実

### 3. 広報・環境学習等

#### (1) 説明会および現地指導の実施

各地域で発生するごみ問題に対して、休日や夜間に説明会を開催して問題の解決と協力の要請に努める一方、ごみの分別排出等についても早朝に現地指導しながら啓発している。

#### (2) 広報活動

市広報を利用してごみの出し方等について市民に周知するとともに、「家庭ごみの分け方・出し方」パンフレットの全戸配布やスマートフォン向けごみ分別アプリ「5374App」の配信、金沢市LINE公式アカウント「ごみ出しサポート」機能の提供を行い、ごみの減量化、資源化の大切さをPRしている。また、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、事業計画、調査結果等の情報を提供するとともに、自主取材についても積極的に協力し、広く市民に周知するよう努めている。

#### (3) 環境学習講座の実施

小学生を対象とした親子参加型講座では、ごみ処理施設の見学やリサイクル工作ができる環境学習講座を開催し、ごみの減量や3Rの啓発を行っている。平成29年度には、社会科でごみについて学ぶ小学4年生を対象に、収集車を持ち込んだ出前講座を開始し、令和2年度からは、本講座に活用するための啓発冊子「ごみ追跡隊！」を作製・配布している。また、同じく令和2年度から保育所や幼稚園に出向き、紙芝居や分別体験などを通して、未就学児にごみの分け方出し方の大切さを伝えている。

### 4. 減量化活動への支援

#### (1) 生ごみ減量化に対する支援

平成11年度に電気式生ごみ処理機の購入費について補助制度を創設し、令和元年度からは、販売価格の2分の1、限度額40,000円（1世帯1台まで）の助成を行っている。

（家庭用コンポスト容器の補助については、平成16年度末をもって廃止）

併せて、令和元年度から電気式生ごみ処理機貸出制度を開始し、機器購入の前に試し使い（貸出期間 個人2か月 団体6か月）をしてもらい、その効果を実感してもらうことで購入につながるように努めている。

表34 電気式生ごみ処理機の助成実績

（単位：台）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
166	206	186	262	355

表35 電気式生ごみ処理機の貸出実績 （単位：台）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
42	64	37	40	85

## (2) 集団回収に対する支援

P T A等で行われる資源ごみの集団回収に対しては、リサイクル車2台（軽四トラック）や回収カートの貸し出しを行っている。

平成7年度から集団回収助成制度を開始し、環境教育の一環として集団回収を実施する団体（小中学校のP T A・育友会及び少年連盟、金沢市校下婦人会連絡協議会、校下・地区の町会連合会、町会、保育所及び幼稚園の保護者会など）を登録し、この登録団体に対して回収量1kgあたり6円の助成を行っている。

また、令和2年度から、古紙回収業者には再生できない古紙の混入や回収箇所拡大に伴う負担増などの課題に対応して、地域循環型の集団回収体制を維持するため、古紙回収業者への補助制度を創設した（新聞2円/kg 雑誌8円/kg 段ボール3円/kg）。

（令和7年4月1日現在：登録団体161団体）

表36 集団回収量の実績

（単位：t）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3,299	3,098	3,149	2,751	2,495

## (3) 婦人会の活動に対する支援

各地区の女性会・婦人会ではごみの分別推進や水切り運動など活発な運動を展開しているが、このごみ減量化運動の一層の推進を図るため、金沢市校下婦人会連絡協議会に対し補助金を交付してその活動を支援している。

## 5. 地域の美化

公共の場所におけるあき缶等のごみの散乱は、地域環境の美観を損なうものである。このため、本市ではかなざわマラソンなどのイベント開催日前のボランティア清掃や、町会連合会と協働で一斉美化運動に取り組むほか、地元住民やボランティアの方の協力を得て金石及び大野の海岸の清掃を行っている。

## 6. 条例に基づく審議会等による3Rの推進

### ①金沢市廃棄物総合対策審議会

本市には市長の諮問に応じて廃棄物全般にわたって審議する機関として「金沢市廃棄物総合対策審議会」が設置されている。この審議会は、知識経験者、市民団体代表者、関係行政機関、公募の市民など15名以内で構成され、委員の任期は2年となっている。

### ② 廃棄物対策推進員

市民の参加と協力のもと本市の廃棄物行政を円滑に推進するため、地域住民とのパイプ役として「廃棄物対策推進員」を委嘱している。令和7年4月1日現在98名の推進員が活動しており、地域での美化活動の推進やごみステーションの巡回パトロール、また、本市への意見等の情報提供を行っている。

## 廃棄物処理手数料の推移

年度 手数料の種類	昭和43年 ～46年	昭和47年 ～48年	昭和49年 ～52年	昭和53年 ～55年	昭和56年 ～58年	昭和59年 ～60年	昭和61年	昭和62年 ～63年	平成元年	平成2年 ～3年	平成4年 ～5年	平成6年 ～7年	平成8年 ～11年	平成12年 ～15年6月	平成15年7月 ～16年3月	平成16年	平成17年 ～25年	平成26年 ～30年1月	平成30年2月～ 元年9月	令和元年10月～
事業系一般廃棄物定期収集		3円/1kg	4円/1kg	6円/1kg	8円/1kg	10円/1kg		11円/1kg	13円/1kg	15円/1kg	18円/1kg	21円/1kg							廃止	
事業系一般廃棄物臨時収集	8円/10kg	2t車1台 3,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	33,000円								廃止	
家庭系一般廃棄物臨時収集		多量ごみ2t車1台につき1,500円※(1)	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,000円	9,000円 (税込)									粗大ごみ(中型)1点につき500円 粗大ごみ(大型)1点につき1,000円	
犬猫等小動物死体収集	1体につき 100円	300円	500円	1,000円	1,200円	1,300円	1,500円	2,000円	2,250円 (税抜)									2,400円(税込)		
																		ペット専用炉で処分 5,600円(税込)	ペット専用炉で処分 5,700円(税込)	
埋立場搬入	最大積載量 8t以上	1台あたり 1,500円	2,000円	5,000円	10,000円	12,500円	15,000円	2tを超える 400円/100kg	2tを超える 600円/100kg	2tを超える 700円/100kg	2tを超える 735円/100kg	2tを超える 945円/100kg	2tを超える 972円/100kg	2tを超える 1,200円/100kg						
	" 5t以上8t未満			4,000円	8,000円	10,000円	12,000円	500kgを超える 2t以下 300円/100kg	500kgを超える 2t以下 500円/100kg	500kgを超える 2t以下 600円/100kg	500kgを超える 2t以下 630円/100kg	500kgを超える 2t以下 840円/100kg	500kgを超える 2t以下 864円/100kg	500kgを超える 2t以下 1,100円/100kg						
	" 2t以上5t未満			800円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,500円	6,700円	500kg以下 一律1,000円	500kg以下 一律1,200円	500kg以下 一律1,400円	500kg以下 一律1,400円	500kg以下 一律1,500円					
	" 1t以上2t未満			300円	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	1,200円										
	" 1t未満																		500kg以下 一律1,500円	
焼却処理	最大積載量 5t以上			2,000円	4,000円	6,000円	12,500円	60円/20kg (許可業者以外 は30円/10kg)	80円/20kg (許可業者以外 は40円/10kg)	100円/20kg (許可業者以外 は50円/10kg)	120円/20kg (許可業者以外 は60円/10kg)	126円/20kg (許可業者以外 は63円/10kg)	168円/20kg (許可業者以外 は84円/10kg)	172円/20kg (許可業者以外 は86円/10kg)	220円/20kg (許可業者以外 は110円/10kg)					
	" 2t以上5t未満			1,000円	2,000円	3,000円	7,500円													
	" 2t以上			500円	1,000円	1,500円	4,000円													
備考		※(1)2t車 1/2台で 1,000円	埋立場搬入開始	一般廃棄物処理業者の搬入を許可		消費税法の施行により消費税相当額を加算		焼却処理について従量制を採用	埋立場搬入について従量制を採用	税率3%から5%に引き上げられた (9年度より)	事業系直営収集を廃止	臨時収集及び死体収集は税込に変更	消費税を含んだ総額表記				税率5%から8%に引き上げられた	家庭ごみの指定ごみ袋収集制度を導入		

## 金沢市清掃事業史年表

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
明治 14 年		金沢地区 4 箇所に塵芥焼却がまを設置		
明治 22 年	4	金沢市制施行 ごみの全量焼却が困難となり、警察署が指定する「捨て場」へごみを投棄		
明治 33 年	4	汚物清除法を施行 茶畠、下本多町、備中町、長町にごみ集積場所を設置し、埋立処理を行う 収集・運搬は（合）清潔社と北陸農産肥料（合）が行ない、市は指導監督にあたる		し尿の肥料としての需要が農村で高まったことで、個人所有の公衆便所が市内に点在（レンガ造り、市内 21ヶ所）
明治 38 年		日露戦争により肥料が高騰し、ごみ焼却灰の肥料としての需要が高まる 西御影町、上本多町、手水町、桜町、長田町の私設焼却場を買収し、収集・処理業務を市の直営事業とする		
大正 15 年	4	ごみ運搬自動車を 2,200 円で購入、桜町焼却場に配備 市内を 5 等級に分類し、裏通りを 3 日に 1 回、大通りを 2 日に 1 回、ごみ運搬自動車により収集、他の地域は荷車で適宜収集		
昭和 2 年		ごみ運搬自動車を 1 台追加購入し、全市内を 2 台の自動車と 50 台の荷車で収集する		
昭和 3 年	10	泉ごみ焼却場完成		
昭和 11 年		鳴和ごみ焼却場完成		この頃、農民が荷車で市内のし尿を汲み取り、米・野菜などで謝礼を支払っていた
昭和 12 年	3	金石ごみ焼却場完成		
昭和 20 年 ～ 昭和 25 年		衛生課を衛生部に昇格し、清掃課を新設		化学肥料の普及につれて、し尿汲み取りが減少 以降、農民に代価を支払い、汲み取りを依頼する傾向になる
昭和 27 年 ～ 昭和 28 年		長田、太郎田、桜町のごみ焼却場を廃止 市内のごみ処理は、鳴和焼却場及び金石焼却場での焼却処分と、玉鉢町での処分となる		汚物取扱い業者の出現
昭和 29 年		清掃法を施行 清掃用自動車を 10 台に増車し、荷車・リヤカーによる収集作業をすべて自動車による作業に切り替え		汚物取扱い業者が 15 業者に増加
昭和 31 年			6	バキューム車を 2 台購入し、市の施設の汲み取りを直営収集により開始
昭和 32 年		糸田町に清掃作業基地（現西部管理センター）を設置	8	汚物取扱い業者が 24 業者となり、過当競争に伴う非衛生的な取扱いや不法投棄が社会問題化したため、事業の適正運営を図るうち 18 業者の参加により北国衛生（株）を設立（残り 6 業者は営業権を譲渡し廃業）
昭和 33 年			10	東力町に第 1 し尿処理場を開設（処理能力 135kl/日）
昭和 34 年			10 12	し尿処理審議委員会を設置 (し尿処理の円滑な運営を期するため必要な事項を調査・審議し、市長に具申する諮問機関) し尿処理審議委員会より本市のし尿処理の方法について、次の答申を受ける 1. 営利目的とせず、公共性を強化する 2. 能率の向上とサービスの徹底を図る 3. し尿汲取量の正確な計量と料金引下げを図る 4. 上記目的達成のため、市と北国衛生（株）で公共的性格の組織を設立し、経営の万全を記す
昭和 36 年	2	市民の要望により 10 日～2週間に 1 回の収集を週 1 回を基本とする体制に変更し、併せて、清掃能力を強化するため、ごみ収集手数料の徴収を開始 ごみ収集手数料の徴収について、1,595 人の署名による異議申立てがあったが、市議会で却下される 清掃手数料賦課取消し訴訟が提起される	3	北国衛生（株）とし尿処理の公共性確保に関する契約を締結し、公社の設立を進める 1. 市が公社に出資 2. 市側の代表として市から取締役、監査役を派遣し、公社の運営に参加させる 3. 汲取計画、汲取料金は市長の指示により決定

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
		東力町にごみ焼却場を開設(焼却能力 100t/日)	4	4. 公社は能率の向上と市民のサービス向上に努力 株金沢市衛生公社を設立 資本金 2,000 万円(うち、市出資金 350 万円) 市側より取締役、監査役を派遣 市の施設の汲取を公社に委託し、直営汲取を廃止
昭和 41 年	1	金沢地方裁判所は「市が手数料を徴収するのは違法ではない」とし、原告側の請求を却下したが、市長は「金沢市の清掃手数料は 41 年度から廃止する」と発表し、4 月から清掃手数料廃止が決定		
	7	田上ごみ埋立場を開設(総面積 58,869 m <sup>2</sup> )		
昭和 43 年		東部清掃工場を開設(准連続高温機械炉 焼却能力 150t/日) 東力焼却場を西部清掃工場と改称	4 11	し尿浄化槽維持管理業を許可制とする し尿汲出手数料を改定
昭和 44 年	10	モデル地区として 4 校下を対象に、粗大ごみ、不燃物中の金属類の分別収集を開始	1	公社への 400 万円の出資金を追加(市出資金 750 万円)
	12	鳴和に東部清掃作業所(現東部管理センター)を建設	4 10	公社の体質改善のため社外重役 14 人が退職し、合理化を促進 市より公社へ体質改善資金充当のため、1,897 万円を貸付け
昭和 45 年		メインストリート 10 路線の早朝収集を開始 粗大ごみ・不燃物中の 1.81 びんの分別収集を開始		
昭和 46 年	4	市内全域について普通ごみの週 2 回収集を実施 (粗大ごみ・不燃物は毎月 1 回ステーション収集)	4 6	し尿汲出手数料を改定 し尿処理槽の抜取り、清掃料金ならびに維持管理料金を改定 伏見川衛生処理場(第 1 し尿処理場)を改築 (処理能力 265k1/日)
昭和 47 年	4	西部清掃工場を改築(圧縮方式 処理能力 10t/時間) 粗大ごみ・不燃物中の金属類の分別収集を開始 ごみ収集手数料を改定		
昭和 48 年			8	伏見川衛生処理場(第 2 し尿処理場)を改築 (処理能力 400k1/日) し尿汲出手数料を改定
昭和 49 年	3	第一期戸室新保埋立場を開設 (総面積 161,000 m <sup>2</sup> 埋立容量 4,000,000m <sup>3</sup> )	11	し尿汲出手数料を改定
	4	ごみ収集手数料を改定 戸室新保埋立場に破碎処理施設を開設		
昭和 50 年	4	金沢市校下婦人会連絡協議会へ再生資源の集団回収を委託	3 11	昭和 49 年度未決算による欠損補填のため、公社は別途積立金 500 万円をとりくずし、市は 1,960 万円を助成 し尿汲出手数料を改定
昭和 52 年			11	し尿汲出手数料を改定
昭和 53 年	4	ごみ収集手数料を改定		
昭和 54 年	7	千坂校下にモデル地区を設け、紙類、布類、金属類、ガラス類(空き瓶、カレット)の分別収集を実施		
昭和 55 年	10	西部清掃工場を改築(焼却能力 350t/日) 山間部の未収集地域を解消し、市内全域でのごみ収集業務を開始	3	し尿処理審議委員会より公社の今後の対応策について答申 (下水道関連業務の公社への委託を推進)
昭和 56 年	3 4 6 9	西部管理センターを改築 金沢市廃棄物処理審議委員会を設置 (廃棄物処理に必要な事項を審議し、市長に具申する諮問機関としてし尿処理審議委員会を発展的に解消) ごみ収集手数料を改定 一般廃棄物処理業者の西部清掃工場搬入を認め、普通ごみの全量焼却を実施 許可業者搬入手数料を設定 第二期戸室新保埋立場を着工	12	伏見川衛生処理場の第 1 し尿処理場を廃止 第 2 し尿処理場を改築し、第 1 処理凍結融解処理 145k1/日と第 2 処理 263k1/日 (処理能力合計 408k1/日)
昭和 57 年	3 3	西部管理センター車庫棟を改築 戸室新保埋立場破碎機を廃止し、ごみ破碎転圧車(コンパクター)を導入		

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
昭和 58 年			4	し尿汲取手数料を改定 近江町公衆便所を設置(建物面積 20.25 m <sup>2</sup> )
昭和 59 年	1 4 6 7 9	第二期戸室新保埋立場を開設 (総面積 246,000 m <sup>2</sup> 埋立容量 2,670,000m <sup>3</sup> ) 廃棄物処理手数料を改定 許可申請手数料を改定 水銀含有廃棄物の分別収集を開始 戸室新保埋立場浸出液処理施設を開設 「公共工事に係る廃棄物等処理計画届出書」を導入		
昭和 60 年	4 6 7 8 11	一般廃棄物処理業許可期間を 1 年とする 許可業者数(収集・運搬業者: 8 業者 [うち限定付き 2 業者]、処分業者: 2 業者) 一般廃棄物処理業者を拡大 許可業者数(収集・運搬業者: 14 業者 [うち限定付き 3 業者]、処分業者: 2 業者) 資源回収モデル校下を指定(富樺校下)し、空きびんの回収を開始 市内 3 カ所に空き缶プレス機を設置 早朝収集コース 10 路線のうち 1 路線(近江町コース)を民間委託 資源回収モデル校下を 1 校下追加(夕日寺校下) 資源回収日を設定	4	し尿収集・運搬業および清掃業の許可期間を 1 年とする 許可業者数 ・収集・運搬業者 1 業者 ・清掃業者 1 業者
昭和 61 年	2 4 6	「廃棄物処理伝票」制度を導入 廃棄物処理手数料を改定 資源回収モデル校下を 8 校下追加(計 10 校下)		
昭和 62 年	3 4 6	カレット一時保管施設(ストックヤード)を竣工 廃棄物処理手数料を改定 資源回収モデル校下を 14 校下追加(計 24 校下)	2 5	金沢市廃棄物処理審議委員会より公社について答申 1. し尿処理業務における公共的関与の必要性 2. 下水道関連業務を委託拡充 5. 清化槽清掃業者 1 業者を新規追加 (許可業者数 2 業者)
昭和 63 年	4 6 7 10	産業廃棄物処理業の新規許可期限を最長 5 年間に延長 資源回収モデル地区を資源回収推進地区に変更し、16 校下を追加(計 40 校下) 東部清掃工場建設に着手 民間埋立場の放流水水質分析業務を開始 第三期戸室新保埋立場適地調査及び用地測量を開始 普通ごみ収集をステーション方式に一本化	4	し尿汲取手数料を改定
平成元年	4 5 6 8	廃棄物処理手数料を改定 ※消費税法の施行に従い、消費税相当額(3%)を手数料に加算 産業廃棄物処理業既存許可業者の期限付許可(最長 5 年)への切替事務を開始 資源回収推進地区に 15 校下を追加(計 55 校下) 第三期戸室新保埋立場建設基本計画策定に着手 戸室新保埋立場に 30t 級ごみ破碎転圧車(コンパクター)を導入	6	消費税法の施行に従い、し尿汲取手数料に係る消費税相当額(3%)を手数料に加算
平成 2 年	4 5 6 8	廃棄物処理手数料を改定 第三期戸室新保埋立場建設実施設計に着手 資源回収推進地区を 12 校下追加し、全市域で実施 環境衛生施設整備推進委員会を開催	11	浄化槽清掃業者 1 業者となる
平成 3 年	2	ごみ問題懇話会を設置 東部管理センターを改築		

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
	4	東部清掃工場を改築(焼却能力 250t/日) 東部清掃工場稼働に伴う収集区域の見直しを実施 ごみモニターを設置(各校下2名) 第三期戸室新保埋立場建設工事に着手		
平成4年	4	廃棄物処理手数料改定 課所の一部を名称変更 施設管理課（旧 处理センター） 西部クリーンセンター（旧 西部清掃工場） 東部クリーンセンター（旧 東部清掃工場） 西部衛生センター（旧 伏見川衛生処理場） 東部クリーンセンターへの可燃ごみの自己搬入制度を開始		
	8	不法投棄連絡員を委嘱		
	9	西部クリーンセンター基幹的改良工事に着手		
	10	戸室新保埋立場搬入に関する事前届出・申請制度を開始		
平成5年	4	「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を施行 金沢市廃棄物総合対策審議会(旧金沢市廃棄物処理審議委員会)及び廃棄物対策推進員(旧ごみモニター)を設置		
	6	コンポスト容器設置助成制度を開始		
平成6年	3	「金沢市ごみ処理基本計画」を策定	1	西部衛生センター建設工事に着手
	4	第三期戸室新保埋立場及び第二浸出液処理施設を開設 (総面積 180,000 m <sup>2</sup> 埋立容量 3,946,000 m <sup>3</sup> ) 半透明ごみ袋を導入 廃棄物処理手数料を改定 埋立処分手数料について車種別を廃し、従量制を導入		
平成7年	3	西部クリーンセンター基幹的改良工事の完了		
	4	集団回収登録団体に対する助成制度を創設(2円/kg) 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱を施行		
	6	ごみ収集車の色彩デザインを変更		
	11	西部クリーンセンターで飛灰の薬剤処理を開始 茶色の1.8リットルびんの酒販店回収を実施	11	西部衛生センターを開設
平成8年	3	リサイクルハンドブックを作成 生ごみ堆肥化マニュアルを作成 リサイクルプラザ基本構想を策定		
	4	廃棄物処理手数料を改定 排出指導シール(イエローシール)、排出禁止シール(レッドシール)を導入 廃冷蔵庫、廃エアコンからのフロン回収を実施 西部クリーンセンターで隣接する下水道終末処理施設から パイプ輸送された下水汚泥の混焼を開始 資源化推進モデル地区を指定		
	10	「金沢リサイクルフェア'96」を開催(以降毎年開催)		
平成9年	4	「資源化推進モデル地区(16地区)」で月2回資源回収を実施 7月に4地区、10月に5地区を加え、モデル地区を拡大 ペットボトル回収モデル地区として森山、三和校下を指定		
	10	古紙等回収業者に対する助成制度を創設(雑誌2円/kg)		
平成10年	4	「資源化推進モデル地区(25地区)」に4月に3地区、7月に4地区、10月に5地区に加え、モデル地区を拡大 ペットボトル回収モデル地区に西南部、戸板校下を追加	4	し尿汲取手数料を改定
	7	古紙等回収業者に対する助成制度を改定(雑誌3円/kg)		
平成11年	3	西部リサイクルプラザを開設		
	4	全市域において、普通ごみは週2回、埋立ごみは月1回、 金属類・ペットボトル月2回、びんを月1回に収集体制 を変更		

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
平成 11 年	4	市内 10 地区においての普通ごみの委託収集を開始 資源回収奨励金を全品目キロあたり 4 円に変更 生ごみ処理機購入費補助制度を創設(1 処理機 3,000 円)		
	6	西部クリーンセンター基幹的改良工事に着手		
	7	東部リサイクルプラザを開設		
平成 12 年	2	東部クリーンセンターの ISO14001 認証を取得	4	西部衛生センター業務の完全委託化を実施 委託職員 4 名
	3	「金沢市ごみ処理基本計画(第 2 期)」を策定		
	4	廃棄物処理手数料を改定 「容器包装リサイクル法」を完全施行 東部リサイクルプラザ内に金沢エコライフ工房を開設 委託収集地区に 4 校下を拡大(以降委託収集業務を毎年拡大) 生ごみ処理機購入費補助制度の改定(補助率 1/3、限度額 20,000 円)		
	4	古紙回収業者に対する助成制度を改定(ダンボール 3 円/kg 追加)		
	7	容器包装プラスチックの分別収集モデル地区を設置		
平成 13 年	4	「家電リサイクル法」を完全施行 金属類の収集を月 1 回に変更 容器包装プラスチックについては全市域で実施(月 2 回)、 圧縮梱包機の導入により資源化処理を開始		
	10	可動式破碎機を導入し、埋立場に搬入される木くずなどの 焼却処分を開始 戸室リサイクルプラザの建設工事に着手		
平成 14 年	5	「建設リサイクル法」を施行		
	10	「金沢リサイクルフェア 2002」を「全国生涯学習フェスティバルまなびピア 2002 in 金沢」と同時開催 金沢「ごみゼロ」ドットコムの運用を開始		
平成 15 年	2	西部クリーンセンターの ISO14001 認証を取得 戸室リサイクルプラザの処理棟を開設		
	7	粗大ごみの一部有料戸別収集制度を開始 戸室リサイクルプラザを開設		
平成 16 年	4	戸室新保埋立場浸出液処理施設の運転管理業務の完全委託化を実施		
	7	西部クリーンセンター新工場の環境影響評価に着手		
	8	東部クリーンセンター基幹的改良工事に着手		
	11	額谷町における産業廃棄物の保管基準違反に行政代執行を適用		
平成 17 年	3	コンポスト容器設置助成制度を廃止 「金沢市ごみ処理基本計画(第 3 期)」を策定	4	西部衛生センター運転管理委託内容を見直し 委託職員を 4 名から 3 名に削減
	4	廃棄物処理手数料を改定 集団回収登録団体に校下婦人会・スポーツ少年団を追加 産業廃棄物の保管場所等の届出・報告を義務化		
	7	ごみ収集車両を活用した「安全・安心パトロール」を開始		
平成 18 年	2	東西クリーンセンターの OHSAS18001 認証を取得		
	3	西部クリーンセンター新工場基本計画を策定		
	5	第四期戸室新保埋立場の環境影響評価に着手		
	8	第四期戸室新保埋立場の基本・実施設計に着手		
	10	埋立場の産廃一部搬入規制を実施(紙くず、繊維くず) 「もったいないフェスタ」を開催		

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
平成 19 年	2 4 7	西部クリーンセンター新工場の環境影響評価完了 埋立場建設準備室を開設 浸出液処理施設の運転管理委託内容を見直し 委託職員を4名から3名に削減 古紙回収業者に対する助成制度を改定（雑誌2円/kg、ダンボール1円/kg） 資源回収奨励金の金属のみキロ当たり3円に改定 廃棄物総合対策審議会の公募委員2名を委嘱	7	西部衛生センター運転管理委託内容を見直し 委託職員を3名から2名に削減
平成 20 年	1 3 4 7 5	埋立場の産廃一部搬入規制を実施（木くず・廃石膏ボード） 古紙回収業者への助成を廃止 西部クリーンセンター新工場建設事務所を開設 集団回収登録団体に町会・幼稚園及び保育所保護者会を追加 平成 20 年 7 月 28 日発生豪雨災害による災害廃棄物を処理 (埋め立て処分、木くずのリサイクル、家電リサイクルなど)	7	豪雨災害による災害廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）について金沢環境サービス公社により委託収集を実施
平成 21 年	3 4 9 10	西部クリーンセンター新工場の建設工事に着手 埋立場建設準備室を埋立場建設事務所に改組 家庭系廃棄物（再利用等の対象となるもの）の持ち去りを禁止（金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正） 第四期戸室新保埋立場雨水調整池の整備工事に着手 「3Rなんでもエコフェスタ」を開催	2	旧西部衛生センター凍結融解汚泥処理棟（西部防災備蓄倉庫に転用済）を解体
平成 22 年	2 3 10	「金沢 3R・エコ検定（初級編）」を実施 「金沢市ごみ処理基本計画（第4期）」を策定 「かなざわエコフェスタ 2010」を開催		
平成 23 年	2 4 10 10 5	「金沢 3R・エコ検定（初級編・中級編・小学生編）」を実施 再資源化に限定した一般廃棄物収集運搬業許可制度を新設 「かなざわエコフェスタ 2011」を開催 ごみ分別変更にかかる説明会を実施		
平成 24 年	3 4 6 9 10 12	西部クリーンセンター新工場の竣工（焼却能力 340 t / 日） 施設の名称変更 西部環境エネルギーセンター（旧西部クリーンセンター） 東部環境エネルギーセンター（旧東部クリーンセンター） 家庭ごみの分別方法を一部変更 (硬質プラスチック等：埋立ごみ→燃やすごみ 小型家電類：埋立ごみ→金属) 西部環境エネルギーセンター旧工場の解体工事に着手 第四期戸室新保埋立場東側進入路周辺及び外周道路周辺（東工区）の造成工事に着手 「かなざわエコフェスタ 2012」を開催 本庁舎耐震化工事のため環境局を東力町の仮庁舎へ仮移転 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による岩手県宮古地区の災害廃棄物（漁具・漁網）の受け入れを開始		
平成 25 年	7 9 10	資源ごみストア拠点回収地点「ストアーカー・ステーション」7箇所設置 「かなざわエコフェスタ 2013」を開催 生ごみリサイクル循環システム「ベジターカーん」開始 岩手県宮古地区の災害廃棄物（漁具・漁網）の受け入れ完了		
平成 26 年	4 6 11	廃棄物処理手数料の改定（消費税率 5 %から 8 %に引き上げ）及びごみ処理券の券種の追加（ペット専用炉による焼却処分） 東部環境エネルギーセンター第 2 次基幹的改良工事に着手 「かなざわエコフェスタ 2014」を開催		

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
平成 27 年	3 4 9	「金沢市ごみ処理基本計画（第5期）」を策定 西部環境エネルギーセンター自己搬入ステーションを開設 生ごみ処理機購入費補助制度の改定 (補助率1/2、限度額30,000円) 家庭ごみの分別方法を一部変更 (有料粗大ごみ79品目のうち、こたつなど13品目を小型家電類として金属ごみに変更) 第四期戸室新保埋立場埋立地整備工事及び外周道路周辺（西工区）の造成工事に着手		
平成 28 年	3 4 11	再資源化に限定した一般廃棄物収集運搬業許可制度に取扱い品目を追加 東西環境エネルギーセンターのISO14001、OHSAS18001を認証返上し、高効率エコ・セーフティーシステム（HESS）の運用を開始 「かなざわエコフェスタ2016」を開催		
平成 29 年	3 4 6 7 11	日本郵便㈱と「道路損傷及び廃棄物の不法投棄に関する情報提供の協定」を締結 ごみステーション器材費補助制度を創設（補助率1/2、限度額100,000円） 集団回収登録団体に校下・地区の町会連合会を追加 集団回収登録団体に対する助成制度を改定（4円/kg） 資源回収奨励金の金属以外をキロ当たり8円に改定 金沢ごみ分別アプリ「5374App」の運用開始 金沢市一般廃棄物事業協同組合と「ごみの減量化、資源化等の推進に関する協力協定」を締結 湊市民センター横に資源搬入ステーションを開設 「かなざわエコフェスタ2017」を開催		
平成 30 年	2 5 6 7 10	家庭ごみの指定ごみ袋収集制度を開始 廃棄物処理手数料を改定 保健所にフードドライブ窓口を開設 第四期戸室新保埋立場浸出水調整槽の築造工事に着手 要援護者ごみ出しサポート事業を開始 「かなざわエコフェスタ2018」を開催		
令和元年	4 5 10 11 12	第5週目の容器包装プラスチック収集を開始 生ごみ処理機購入費補助制度の改定（補助率1/2、限度額40,000円） 生ごみ処理機貸出制度の創設 泉野・元町福祉健康センターにフードドライブ窓口を開設 家庭ごみ指定ごみ袋を5色刷にデザイン変更 「かなざわエコフェスタ2019」を開催 金沢「ごみゼロ」ドットコムの運用を中止		
令和2年	2 4 5 8 10 11	「金沢市ごみ処理基本計画(第6期)」を策定 集団回収登録団体に対する助成制度を改定（6円/kg） 古紙回収業者への補助制度を創設（新聞2円/kg、雑誌8円/kg、ダンボール3円/kg） 資源回収奨励金の金属をキロ当たり8円に改定（全品目8円/kg） 事業用生ごみ処理機購入費補助制度を創設（補助率1/2、限度額1,000,000円） 市本庁舎にフードドライブ窓口を開設 東西環境エネルギーセンターから戸室リサイクルプラザへ自己託送による廃棄物発電電力の供給を開始 第四期戸室新保埋立場を開設 「かなざわエコアート展」を開催		
令和3年	2 6 11	「金沢市食品ロス削減推進計画」を策定 LINEでのごみ分別自動応答等サービスの運用開始 「かなざわエコアート展」を開催		

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
令和4年	1 4 6 10	L I N Eでの戸別有料収集の受付開始 「プラスチック資源循環法」を施行 事業系古紙保管場所設置費補助制度（補助率1/2、限度額100,000円）、事業系機密文書資源化処理費補助制度（補助率1/2、限度額100,000円）を創設 「かなざわエコフェスタ 2022」を開催 高校生護美サポーターの委嘱 東西環境エネルギーセンターから市庁舎等の市有施設へ電力会社を介した廃棄物発電電力の供給を開始		
令和5年	2 5 10	L I N Eでの燃やすごみ自己搬入の受付開始 令和5年奥能登地震における能登地区災害廃棄物を受入れ 「かなざわエコフェスタ 2023」を開催		
令和6年	1 3 9 10	令和6年能登半島地震における市内・能登地区災害廃棄物を受入れ 令和6年能登半島地震における能登地区への収集応援を実施 「金沢市ごみ処理基本計画（第7期）」を策定 令和6年能登半島地震における被災家屋等の公費解体・自費解体の申請受付開始 令和6年奥能登豪雨における能登地区への収集応援を実施 「かなざわエコフェスタ 2024」を開催		
令和7年	3	令和6年能登半島地震における被災家屋等の公費解体・自費解体の申請受付終了		